

国民年金法施行令等の一部を改正する政令案
新旧対照条文 目次

◎ 国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）（抄）（第一条関係）	1
◎ 沖繩の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百八号）（抄）（第二条関係）	3
◎ 国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十四号）（抄）（第三条関係）	4
◎ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号）（抄）（第四条関係）	8
◎ 厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成九年政令第八十五号）（抄）（第五条関係）	13
◎ 国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十二年政令第百七十九号）（抄）（第六条関係）	17
◎ 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律施行令（平成十四年政令第四百七号）（抄）（第七条関係）	18
◎ 国民年金法による改定率の改定等に関する政令（平成十七年政令第九十二号）（抄）（第八条関係）	28
◎ 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律施行令（平成二十二年政令第百三十三号）（抄）（第九条関係）	119
◎ 死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律施行令（平成二十五年政令第二百八十号）（抄）（第十条関係）	132

◎ 国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）（抄）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
<p>（法第三十六条の二第三項の政令で定める額） 第五条の二 法第三十六条の二第三項に規定する政令で定める額は、七十四万四千円とする。</p> <p>（法第九十四条第三項の政令で定める額） 第十条 法第九十四条第三項に規定する政令で定める額は、法第十九条第一項、第九十条第一項又は第九十条の三第一項の規定により保険料を納付することを要しないものとされた月及び第九十条の二第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき保険料を納付することを要しないものとされた月（以下この項において「免除月」と総称する。）の属する次の表の上欄に掲げる年度に係る保険料を追納する場合において、当該免除月に係る保険料の額にそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額（この額に十円未満の端数がある場合においては、その端数金額が五円未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五円以上であるときは、これを十円として計算する。）とする。ただし、免除月が令和五年三月であつて、令和七年四月に追納する場合は、この限りでない。</p>		<p>（法第三十六条の二第三項の政令で定める額） 第五条の二 法第三十六条の二第三項に規定する政令で定める額は、七十三万円とする。</p> <p>（法第九十四条第三項の政令で定める額） 第十条 法第九十四条第三項に規定する政令で定める額は、法第十九条第一項、第九十条第一項又は第九十条の三第一項の規定により保険料を納付することを要しないものとされた月及び第九十条の二第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき保険料を納付することを要しないものとされた月（以下この項において「免除月」と総称する。）の属する次の表の上欄に掲げる年度に係る保険料を追納する場合において、当該免除月に係る保険料の額にそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額（この額に十円未満の端数がある場合においては、その端数金額が五円未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五円以上であるときは、これを十円として計算する。）とする。ただし、免除月が令和四年三月であつて、令和六年四月に追納する場合は、この限りでない。</p>	
平成二十七年 度	〇・〇二一	平成二 十六年 度	〇・〇一四
平成二 十八年 度	〇・〇二二	平成二 十七年 度	〇・〇一三

2

(略)

令和四年度	令和三年度	令和二年度	令和元年度	平成三十九年度	平成二十八年度
○・〇〇九	○・〇一五	○・〇一七	○・〇一八	○・〇一九	○・〇二〇

2

(略)

令和三年度	令和二年度	令和元年度	平成三十九年度	平成二十九年度	平成二十八年度
○・〇〇六	○・〇〇八	○・〇〇九	○・〇一〇	○・〇一一	○・〇一二

◎ 沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百八号）（抄）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第五十四条（略）</p> <p>2 前項の特例加算額は、第一号に掲げる額に第二号に掲げる数を乗じて得た額とする。</p> <p>一 特例納付を行った者の基準標準報酬月額に四・四一一を乗じて得た額に特例加算乗率を乗じて得た額</p> <p>二（略）</p> <p>3・4（略）</p>	<p>第五十四条（略）</p> <p>2 前項の特例加算額は、第一号に掲げる額に第二号に掲げる数を乗じて得た額とする。</p> <p>一 特例納付を行った者の基準標準報酬月額に四・三二九を乗じて得た額に特例加算乗率を乗じて得た額</p> <p>二（略）</p> <p>3・4（略）</p>

◎ 国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十四号）（抄）（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行																		
<p>（老齢福祉年金の支給停止に関する規定の読替え） 第五十二条（略）</p> <p>2 昭和六十年改正法附則第三十二条第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされた次の表の上欄に掲げる旧国民年金法施行令の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="549 248 849 1079"> <tr> <td data-bbox="762 248 849 544">第五条の二</td> <td data-bbox="762 544 849 813">五十三万二千元</td> <td data-bbox="762 813 849 1079">七十四万四千元</td> </tr> <tr> <td data-bbox="679 248 762 544">(略)</td> <td data-bbox="679 544 762 813">(略)</td> <td data-bbox="679 813 762 1079">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="549 248 679 544">第六条の四第三項及び第六条の五第二項</td> <td data-bbox="549 544 679 813">三万二千四百円</td> <td data-bbox="549 813 679 1079">十万三千百円</td> </tr> </table> <p>3 (略)</p> <p>（旧厚生年金保険法附則第十六条第二項に規定する政令で定める額）</p> <p>第九十四条 昭和六十年改正法附則第七十八条第二項により読み替えられてなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法附則第十六条第二項に規定する政令で定める額は、十一万八千七百</p>	第五条の二	五十三万二千元	七十四万四千元	(略)	(略)	(略)	第六条の四第三項及び第六条の五第二項	三万二千四百円	十万三千百円	<p>（老齢福祉年金の支給停止に関する規定の読替え） 第五十二条（略）</p> <p>2 昭和六十年改正法附則第三十二条第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされた次の表の上欄に掲げる旧国民年金法施行令の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="549 1182 849 2016"> <tr> <td data-bbox="762 1182 849 1478">第五条の二</td> <td data-bbox="762 1478 849 1747">五十三万二千元</td> <td data-bbox="762 1747 849 2016">七十三万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="679 1182 762 1478">(略)</td> <td data-bbox="679 1478 762 1747">(略)</td> <td data-bbox="679 1747 762 2016">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="549 1182 679 1478">第六条の四第三項及び第六条の五第二項</td> <td data-bbox="549 1478 679 1747">三万二千四百円</td> <td data-bbox="549 1747 679 2016">九万七千八百円</td> </tr> </table> <p>3 (略)</p> <p>（旧厚生年金保険法附則第十六条第二項に規定する政令で定める額）</p> <p>第九十四条 昭和六十年改正法附則第七十八条第二項により読み替えられてなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法附則第十六条第二項に規定する政令で定める額は、十一万六千五百</p>	第五条の二	五十三万二千元	七十三万円	(略)	(略)	(略)	第六条の四第三項及び第六条の五第二項	三万二千四百円	九万七千八百円
第五条の二	五十三万二千元	七十四万四千元																	
(略)	(略)	(略)																	
第六条の四第三項及び第六条の五第二項	三万二千四百円	十万三千百円																	
第五条の二	五十三万二千元	七十三万円																	
(略)	(略)	(略)																	
第六条の四第三項及び第六条の五第二項	三万二千四百円	九万七千八百円																	

円とする。

（改正前の法律第七十二号附則第十条に規定する政令で定める額）
第百十七条 昭和六十年改正法附則第八十七条第三項により読み替えられてなおその効力を有するものとされた改正前の法律第七十二号附則第十条に規定する政令で定める額は、十一万八千七百円とする。

第百三十六条 特別一時金の額は、昭和六十年改正法附則第九十四条第一項に規定する対象旧保険料納付済期間（以下単に「対象旧保険料納付済期間」という。）に応じて、それぞれ次の表の下欄に定める額とする。

対象旧保険料納付済期間	金額
一年以下の期間	<u>三〇、八〇〇円</u>
一年を超え二年に達するまでの期間	<u>六二、〇〇〇円</u>
二年を超え三年に達するまでの期間	<u>九二、八〇〇円</u>
三年を超え四年に達するまでの期間	<u>一二四、一〇〇円</u>
四年を超え五年に達するまでの期間	<u>一五五、一〇〇円</u>
五年を超え六年に達するまでの期間	<u>一八六、一〇〇円</u>

円とする。

（改正前の法律第七十二号附則第十条に規定する政令で定める額）
第百十七条 昭和六十年改正法附則第八十七条第三項により読み替えられてなおその効力を有するものとされた改正前の法律第七十二号附則第十条に規定する政令で定める額は、十一万六千五百円とする。

第百三十六条 特別一時金の額は、昭和六十年改正法附則第九十四条第一項に規定する対象旧保険料納付済期間（以下単に「対象旧保険料納付済期間」という。）に応じて、それぞれ次の表の下欄に定める額とする。

対象旧保険料納付済期間	金額
一年以下の期間	<u>三〇、〇〇〇円</u>
一年を超え二年に達するまでの期間	<u>六〇、四〇〇円</u>
二年を超え三年に達するまでの期間	<u>九〇、四〇〇円</u>
三年を超え四年に達するまでの期間	<u>一二〇、八〇〇円</u>
四年を超え五年に達するまでの期間	<u>一五一、〇〇〇円</u>
五年を超え六年に達するまでの期間	<u>一八一、二〇〇円</u>

六年を超え七年に達するまでの期間	二一七、三〇〇円
七年を超え八年に達するまでの期間	二四八、二〇〇円
八年を超え九年に達するまでの期間	二七九、一〇〇円
九年を超え十年に達するまでの期間	三一〇、一〇〇円
十年を超え十一年に達するまでの期間	三四一、三〇〇円
十一年を超え十二年に達するまでの期間	三七二、三〇〇円
十二年を超え十三年に達するまでの期間	四〇三、三〇〇円
十三年を超え十四年に達するまでの期間	四三四、一〇〇円
十四年を超え十五年に達するまでの期間	四六五、〇〇〇円
十五年を超え十六年に達するまでの期間	四九六、二〇〇円
十六年を超え十七年に達するまでの期間	五二七、一〇〇円
十七年を超え十八年に達するまでの期間	五五八、三〇〇円
十八年を超え十九年に達するまでの期間	五八九、五〇〇円
十九年を超え二十年に達するまでの期間	六二〇、三〇〇円

六年を超え七年に達するまでの期間	二一一、六〇〇円
七年を超え八年に達するまでの期間	二四一、七〇〇円
八年を超え九年に達するまでの期間	二七一、八〇〇円
九年を超え十年に達するまでの期間	三〇一、九〇〇円
十年を超え十一年に達するまでの期間	三三二、三〇〇円
十一年を超え十二年に達するまでの期間	三六二、五〇〇円
十二年を超え十三年に達するまでの期間	三九二、七〇〇円
十三年を超え十四年に達するまでの期間	四二二、七〇〇円
十四年を超え十五年に達するまでの期間	四五二、八〇〇円
十五年を超え十六年に達するまでの期間	四八三、二〇〇円
十六年を超え十七年に達するまでの期間	五一三、二〇〇円
十七年を超え十八年に達するまでの期間	五四三、六〇〇円
十八年を超え十九年に達するまでの期間	五七四、〇〇〇円
十九年を超え二十年に達するまでの期間	六〇四、〇〇〇円

二十年を超え二十一年に達するまでの期間	六五一、四〇〇円
二十一年を超え二十二年に達するまでの期間	六八二、三〇〇円
二十二年を超え二十三年に達するまでの期間	七一三、四〇〇円
二十三年を超え二十四年に達するまでの期間	七四四、三〇〇円
二十四年を超え二十五年に達するまでの期間	七七五、三〇〇円

二十年を超え二十一年に達するまでの期間	六三四、三〇〇円
二十一年を超え二十二年に達するまでの期間	六六四、四〇〇円
二十二年を超え二十三年に達するまでの期間	六九四、六〇〇円
二十三年を超え二十四年に達するまでの期間	七二四、七〇〇円
二十四年を超え二十五年に達するまでの期間	七五四、九〇〇円

◎ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号）（抄）（第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
別表（第四条、第九条関係）		別表（第四条、第九条関係）	
昭和三十六年度	九・〇〇三	昭和三十六年度	八・九一四
昭和三十七年度	八・四八一	昭和三十七年度	八・三九七
昭和三十八年度	七・九八七	昭和三十八年度	七・九〇七
昭和三十九年度	七・五一九	昭和三十九年度	七・四四三
昭和四十年年度	七・〇七五	昭和四十年年度	七・〇〇二
昭和四十一年度	六・六五四	昭和四十一年度	六・五八五
昭和四十二年度	六・二五五	昭和四十二年度	六・一九〇
昭和四十三年度	五・八七六	昭和四十三年度	五・八一五
昭和四十四年度	五・五一八	昭和四十四年度	五・四六〇
昭和四十五年度	五・一七八	昭和四十五年度	五・一二三

昭和四十六年度	四・八五六
昭和四十七年度	四・五五一
昭和四十八年度	四・二六一
昭和四十九年度	三・九八七
昭和五十年度	三・七二七
昭和五十一年度	三・四八一
昭和五十二年度	三・二四七
昭和五十三年度	三・〇二六
昭和五十四年度	二・八一六
昭和五十五年度	二・六一七
昭和五十六年度	二・四二八
昭和五十七年度	二・二五〇
昭和五十八年度	二・〇八〇
昭和五十九年度	一・九二〇

昭和四十六年度	四・八〇四
昭和四十七年度	四・五〇一
昭和四十八年度	四・二一四
昭和四十九年度	三・九四三
昭和五十年度	三・六八五
昭和五十一年度	三・四四一
昭和五十二年度	三・二〇九
昭和五十三年度	二・九九〇
昭和五十四年度	二・七八二
昭和五十五年度	二・五八五
昭和五十六年度	二・三九八
昭和五十七年度	二・二二一
昭和五十八年度	二・〇五三
昭和五十九年度	一・八九四

昭和六十年 度	一・七六七
昭和六十一年 度	一・六二三
昭和六十二年 度	一・四八六
昭和六十三年 度	一・三五七
平成元年度	一・二三四
平成二年度	一・一一七
平成三年度	一・〇〇七
平成四年度	〇・九〇二
平成五年度	〇・八〇三
平成六年度	〇・七〇九
平成七年度	〇・六二〇
平成八年度	〇・五三六
平成九年度	〇・四五六
平成十年度	〇・三八〇

昭和六十年 度	一・七四三
昭和六十一年 度	一・六〇〇
昭和六十二年 度	一・四六四
昭和六十三年 度	一・三三六
平成元年度	一・二一四
平成二年度	一・〇九九
平成三年度	〇・九八九
平成四年度	〇・八八五
平成五年度	〇・七八七
平成六年度	〇・六九四
平成七年度	〇・六〇六
平成八年度	〇・五二二
平成九年度	〇・四四三
平成十年度	〇・三六七

平成二十一年度	○・三二七
平成二十二年	○・二七六
平成二十三年	○・二二七
平成二十四年	○・一七九
平成二十五年	○・一六二
平成二十六年	○・一四六
平成二十七年	○・一二六
平成二十八年	○・一〇七
平成二十九年	○・〇九〇
平成三十年	○・〇七五
平成三十一年	○・〇六三
平成三十二年	○・〇五〇
平成三十三年	○・〇四一
平成三十四年	○・〇三三

平成二十一年度	○・三一五
平成二十二年	○・二六四
平成二十三年	○・二一六
平成二十四年	○・一六九
平成二十五年	○・一五二
平成二十六年	○・一三六
平成二十七年	○・一一六
平成二十八年	○・〇九七
平成二十九年	○・〇八一
平成三十年	○・〇六六
平成三十一年	○・〇五三
平成三十二年	○・〇四一
平成三十三年	○・〇三一
平成三十四年	○・〇二四

令和四年度	令和三年度	令和二年度	令和元年度	平成三十九年度	平成二十九年度	平成二十八年度	平成二十七年度	平成二十六年度	平成二十五年度
○・〇〇九	○・〇一五	○・〇一七	○・〇一八	○・〇一九	○・〇二〇	○・〇二一	○・〇二二	○・〇二三	○・〇二七

(新設)	令和三年度	令和二年度	令和元年度	平成三十九年度	平成二十九年度	平成二十八年度	平成二十七年度	平成二十六年度	平成二十五年度
(新設)	○・〇〇六	○・〇〇八	○・〇〇九	○・〇一〇	○・〇一一	○・〇一二	○・〇一三	○・〇一四	○・〇一八

◎ 厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成九年政令第八十五号）（抄）（第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる給付の額の特例）</p> <p>第二十七条 平成八年改正法附則第十七条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成八年改正法附則第七十八条の規定による改正前の昭和六十年国共済改正法附則第五十一条の規定の適用については、同条第一項中「加えた金額」とあるのは「加えた金額」に百分の百を乗じて得た金額」とあるのは「ロに定める金額」とあるのは「ロに定める金額に百分の百を乗じて得た金額」と、七十三万二千二百八十円」とあるのは「七十三万二千七百二十円に改定率を乗じて得た金額（その金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。）」と、同条第二項中「一・二二」とあるのは「一・二〇四五四六」とあるのは「一・附則別表第五の上欄に掲げる受給権者の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる率」とあるのは「一・三四八八二（昭和十三年四月二日から昭和三十一年四月一日までの間に生まれた者にあつては一・三四三六三六とし、昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者にあつては一・三四二七二七とし、昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者にあつては一・三三二〇〇〇とし、昭和十</p>	<p>（平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる給付の額の特例）</p> <p>第二十七条 平成八年改正法附則第十七条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成八年改正法附則第七十八条の規定による改正前の昭和六十年国共済改正法附則第五十一条の規定の適用については、同条第一項中「加えた金額」とあるのは「加えた金額」に百分の百を乗じて得た金額」とあるのは「ロに定める金額」とあるのは「ロに定める金額に百分の百を乗じて得た金額」と、七十三万二千二百八十円」とあるのは「七十三万二千七百二十円に改定率を乗じて得た金額（その金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。）」と、同条第二項中「一・二二」とあるのは「一・二〇四五四六」とあるのは「一・附則別表第五の上欄に掲げる受給権者の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる率」とあるのは「一・三三四四五（昭和十三年四月二日から昭和三十一年四月一日までの間に生まれた者にあつては一・三二〇〇〇〇とし、昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者にあつては一・三一〇九九一とし、昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者にあつては一・三〇九〇九一とし、昭和十</p>

年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者にあつては「一・三二二七二七」とし、昭和七年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者にあつては「一・三一七二七三」とし、昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者にあつては「一・三一八一八」とし、昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者にあつては「一・二八四五四五」とし、昭和五年四月一日以前に生まれた者にあつては「一・二七四五四五」とする。」と、「同項第一号中「七十三万二千二百八十円」とあるのは「七十二万六千四百円」と、「三万六千五百六十四円」とあるのは「三万六千八十円」とあるのは「同項第一号イ中「七十三万二千七百二十円に改定率を乗じて得た金額（その金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。）」とあるのは「七十六万四千二百円」と、「第四十六条第一項第一号中「七十三万二千二百八十円」とあるのは「七十二万六千四百円」とあるのは「第四十六条第一項第一号中「七十三万二千七百二十円に改定率を乗じて得た金額（その金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。）」とあるのは「七十六万六千二百円（昭和三十一年四月一日以前に生まれた者にあつては、七十六万四千二百円とする。）」と、同条第五項中「前条第一項の規定により、旧共済法による年金の額の改定の措置を講じる場合」とあるのは「附則第三十五条第一項に規定する俸給年額改定率、国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十一号。以下「平成十二年改正法」という。）附則第十二条第一項の従前額改定率及び国民年金法第二十七条に規定する改定率の改定の措置を講じることにより、旧共済法による年金の額を改定する場合」と、「同項」とあるのは「附則第三十五条

年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者にあつては「一・三〇〇〇〇」とし、昭和七年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者にあつては「一・二九四五四五」とし、昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者にあつては「一・二八九〇九」とし、昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者にあつては「一・二六二七二七」とし、昭和五年四月一日以前に生まれた者にあつては「一・二五二七二七」とする。」と、「同項第一号中「七十三万二千二百八十円」とあるのは「七十二万六千四百円」と、「三万六千五百六十四円」とあるのは「三万六千八十円」とあるのは「同項第一号イ中「七十三万二千七百二十円に改定率を乗じて得た金額（その金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。）」とあるのは「七十五万八千八十円」と、「第四十六条第一項第一号中「七十三万二千二百八十円」とあるのは「七十二万六千四百円」とあるのは「第四十六条第一項第一号中「七十三万二千七百二十円に改定率を乗じて得た金額（その金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。）」とあるのは「七十五万二千八百八十円（昭和三十一年四月一日以前に生まれた者にあつては、七十五万八千八十円とする。）」と、同条第五項中「前条第一項の規定により、旧共済法による年金の額の改定の措置を講じる場合」とあるのは「附則第三十五条第一項に規定する俸給年額改定率、国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十一号。以下「平成十二年改正法」という。）附則第十二条第一項の従前額改定率及び国民年金法第二十七条に規定する改定率の改定の措置を講じることにより、旧共済法による年金の額を改定する場合」と、「同項」とあるのは「附則第三十

第一項、平成十二年改正法附則第十二条第一項及び国民年金法第四十二条」と、「前条第二項」とあるのは「附則第三十五条第四項、平成十二年改正法附則第十二条第七項及び第八項並びに国民年金法第二十七条の二第三項、第二十七条の三第二項、第二十七条の四第四項及び第二十七条の五第四項」と、同条第六項中「前条第二項」とあるのは「附則第三十五条第四項、平成十二年改正法附則第十二条第七項及び第八項並びに国民年金法第二十七条の二第三項、第二十七条の三第二項、第二十七条の四第四項及び第二十七条の五第四項」とする。

254 (略)

5 平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた旧国共済法による年金たる給付（日本たばこ産業共済組合員期間をその額の計算の基礎とするものに限る。）の額を計算する場合における平成十二年国共済改正政令附則第七条第二号及び第八条第一項第二号の規定の適用については、平成十二年国共済改正政令附則第七条第二号中「を適用したとしたならば」とあるのは「並びに厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号。以下「平成八年改正法」という。）附則第十七条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成八年改正法附則第七十八条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第五十一条第二項の規定を適用したとしたならば」と、「平成十二年改正法附則第十二条第一項に規定する従前額改定率（次条第一項第二号において「従前額改定率」という。）」とあるのは「一・〇五八〇〇七（昭和十三年四月二日以後に生まれた者については、一・〇五六一六六）」と、「平成十二年国共済改正政令附則第八条第一項第二号中「を適用したとしたならば」とあるのは「並びに平成八年改正法附則第十七条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされ

五条第一項、平成十二年改正法附則第十二条第一項及び国民年金法第四十二条」と、「前条第二項」とあるのは「附則第三十五条第四項、平成十二年改正法附則第十二条第七項及び第八項並びに国民年金法第二十七条の二第三項、第二十七条の三第二項、第二十七条の四第四項及び第二十七条の五第四項」と、同条第六項中「前条第二項」とあるのは「附則第三十五条第四項、平成十二年改正法附則第十二条第七項及び第八項並びに国民年金法第二十七条の二第三項、第二十七条の三第二項、第二十七条の四第四項及び第二十七条の五第四項」とする。

254 (略)

5 平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた旧国共済法による年金たる給付（日本たばこ産業共済組合員期間をその額の計算の基礎とするものに限る。）の額を計算する場合における平成十二年国共済改正政令附則第七条第二号及び第八条第一項第二号の規定の適用については、平成十二年国共済改正政令附則第七条第二号中「を適用したとしたならば」とあるのは「並びに厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号。以下「平成八年改正法」という。）附則第十七条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成八年改正法附則第七十八条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第五十一条第二項の規定を適用したとしたならば」と、「平成十二年改正法附則第十二条第一項に規定する従前額改定率（次条第一項第二号において「従前額改定率」という。）」とあるのは「一・〇三九五九二（昭和十三年四月二日以後に生まれた者については、一・〇三七七五〇）」と、「平成十二年国共済改正政令附則第八条第一項第二号中「を適用したとしたならば」とあるのは「並びに平成八年改正法附則第十七条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされ

た平成八年改正法附則第七十八条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第五十一条第二項の規定を適用したとしたならば」と、「従前額改定率」とあるのは「一・〇五八〇〇七（昭和十三年四月二日以後に生まれた者については、一・〇五六一六六）」とする。

た平成八年改正法附則第七十八条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第五十一条第二項の規定を適用したとしたならば」と、「従前額改定率」とあるのは「一・〇三九五九二（昭和十三年四月二日以後に生まれた者については、一・〇三七七五〇）」とする。

◎ 国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十二年政令第百七十九号）（抄）（第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（沖繩の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令に基づき特別納付を行った者等に係る経過措置）</p> <p>第三条 沖繩の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（以下「沖繩特別措置政令」という。）第五十四条第二項に規定する特例加算額については、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額に満たないときは、同項の規定にかかわらず、同号に掲げる額とする。</p> <p>一 イに掲げる額にロに掲げる数を乗じて得た額</p> <p>イ 沖繩特別措置政令第五十三条第一項に規定する特例納付（以下「特例納付」という。）を行った者の同条第二項に規定する基準標準報酬月額（以下「基準標準報酬月額」という。）に四・四一一を乗じて得た額に、沖繩特別措置政令第五十条第三項に規定する特例加算乗率を乗じて得た額</p> <p>ロ (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>附則</p> <p>（沖繩の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令に基づき特別納付を行った者等に係る経過措置）</p> <p>第三条 沖繩の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（以下「沖繩特別措置政令」という。）第五十四条第二項に規定する特例加算額については、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額に満たないときは、同項の規定にかかわらず、同号に掲げる額とする。</p> <p>一 イに掲げる額にロに掲げる数を乗じて得た額</p> <p>イ 沖繩特別措置政令第五十三条第一項に規定する特例納付（以下「特例納付」という。）を行った者の同条第二項に規定する基準標準報酬月額（以下「基準標準報酬月額」という。）に四・三二九を乗じて得た額に、沖繩特別措置政令第五十条第三項に規定する特例加算乗率を乗じて得た額</p> <p>ロ (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>2 (略)</p>

◎ 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律施行令（平成十四年政令第四百七号）（抄）（第七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
別表第一（第二条、第三条、第八条関係）		別表第一（第二条、第三条、第八条関係）	
昭和三十六年度	九・〇〇三	昭和三十六年度	八・九一四
昭和三十七年度	八・四八一	昭和三十七年度	八・三九七
昭和三十八年度	七・九八七	昭和三十八年度	七・九〇七
昭和三十九年度	七・五一九	昭和三十九年度	七・四四三
昭和四十年 度	七・〇七五	昭和四十年 度	七・〇〇二
昭和四十一年 度	六・六五四	昭和四十一年 度	六・五八五
昭和四十二年 度	六・二五五	昭和四十二年 度	六・一九〇
昭和四十三年 度	五・八七六	昭和四十三年 度	五・八一五
昭和四十四年 度	五・五一八	昭和四十四年 度	五・四六〇
昭和四十五年 度	五・一七八	昭和四十五年 度	五・一二三

昭和四十六年度	四・八五六
昭和四十七年度	四・五五一
昭和四十八年度	四・二六一
昭和四十九年度	三・九八七
昭和五十年度	三・七二七
昭和五十一年度	三・四八一
昭和五十二年度	三・二四七
昭和五十三年度	三・〇二六
昭和五十四年度	二・八一六
昭和五十五年度	二・六一七
昭和五十六年度	二・四二八
昭和五十七年度	二・二五〇
昭和五十八年度	二・〇八〇
昭和五十九年度	一・九二〇

昭和四十六年度	四・八〇四
昭和四十七年度	四・五〇一
昭和四十八年度	四・二一四
昭和四十九年度	三・九四三
昭和五十年度	三・六八五
昭和五十一年度	三・四四一
昭和五十二年度	三・二〇九
昭和五十三年度	二・九九〇
昭和五十四年度	二・七八二
昭和五十五年度	二・五八五
昭和五十六年度	二・三九八
昭和五十七年度	二・二二一
昭和五十八年度	二・〇五三
昭和五十九年度	一・八九四

昭和六十年 度	一・七六七
昭和六十一年 度	一・六二三
昭和六十二年 度	一・四八六
昭和六十三年 度	一・三五七
平成元年 度	一・二三四
平成二年 度	一・一一七
平成三年 度	一・〇〇七
平成四年 度	〇・九〇二
平成五年 度	〇・八〇三
平成六年 度	〇・七〇九
平成七年 度	〇・六二〇
平成八年 度	〇・五三六
平成九年 度	〇・四五六
平成十年 度	〇・三八〇

昭和六十年 度	一・七四三
昭和六十一年 度	一・六〇〇
昭和六十二年 度	一・四六四
昭和六十三年 度	一・三三六
平成元年 度	一・二一四
平成二年 度	一・〇九九
平成三年 度	〇・九八九
平成四年 度	〇・八八五
平成五年 度	〇・七八七
平成六年 度	〇・六九四
平成七年 度	〇・六〇六
平成八年 度	〇・五二二
平成九年 度	〇・四四三
平成十年 度	〇・三六七

平成二十一年度	○・三二七
平成二十二年	○・二七六
平成二十三年	○・二二七
平成二十四年	○・一七九
平成二十五年	○・一六二
平成二十六年	○・一四六
平成二十七年	○・一二六
平成二十八年	○・一〇七
平成二十九年	○・〇九〇
平成三十年	○・〇七五
平成三十一年	○・〇六三
平成三十二年	○・〇五〇
平成三十三年	○・〇四一
平成三十四年	○・〇三三

平成二十一年度	○・三一五
平成二十二年	○・二六四
平成二十三年	○・二一六
平成二十四年	○・一六九
平成二十五年	○・一五二
平成二十六年	○・一三六
平成二十七年	○・一一六
平成二十八年	○・〇九七
平成二十九年	○・〇八一
平成三十年	○・〇六六
平成三十一年	○・〇五三
平成三十二年	○・〇四一
平成三十三年	○・〇三一
平成三十四年	○・〇二四

別表第二(第二十二條關係)		平成二十五年 度	〇・〇二七
		平成二十六年 度	〇・〇二三
		平成二十七年 度	〇・〇二二
		平成二十八 年度	〇・〇二一
		平成二十九 年度	〇・〇二〇
		平成三十 年度	〇・〇一九
		令和元年 度	〇・〇一八
		令和二年 度	〇・〇一七
		令和三年 度	〇・〇一五
		令和四年 度	〇・〇〇九
昭和三十六 年度	五・五〇一		
昭和三十 七年度	五・一七四		

別表第二(第二十二條關係)		平成二十五年 度	〇・〇一八
		平成二十六年 度	〇・〇一四
		平成二十七年 度	〇・〇一三
		平成二十八 年度	〇・〇一二
		平成二十九 年度	〇・〇一一
		平成三十 年度	〇・〇一〇
		令和元年 度	〇・〇〇九
		令和二年 度	〇・〇〇八
		令和三年 度	〇・〇〇六
		(新設)	(新設)
昭和三十六 年度	五・三三〇		
昭和三十 七年度	五・〇一一		

昭和五十一年度	昭和五十年	昭和四十九年度	昭和四十八年度	昭和四十七年度	昭和四十六年度	昭和四十五年度	昭和四十四年度	昭和四十三年度	昭和四十二年	昭和四十一年度	昭和四十年	昭和三十九年度	昭和三十八年度
一・一七〇	一・四二四	一・九八六	二・三三六	二・四九九	二・七二〇	三・〇〇六	三・二一四	三・四三八	三・六一五	三・八五〇	四・一七一	四・三七二	四・七八一

昭和五十一年度	昭和五十年	昭和四十九年度	昭和四十八年度	昭和四十七年度	昭和四十六年度	昭和四十五年度	昭和四十四年度	昭和四十三年度	昭和四十二年	昭和四十一年度	昭和四十年	昭和三十九年度	昭和三十八年度
一・一一三	一・三六〇	一・九〇八	二・二四八	二・四〇七	二・六二二	二・九〇一	三・一〇三	三・三二一	三・四九四	三・七二三	四・〇三五	四・二三一	四・六二九

昭和五十二年 度	○・九八四
昭和五十三年 度	○・八三五
昭和五十四年 度	○・七六一
昭和五十五年 度	○・六九八
昭和五十六年 度	○・五七七
昭和五十七年 度	○・五〇三
昭和五十八年 度	○・四六二
昭和五十九年 度	○・四三五
昭和六十年 度	○・四〇三
昭和六十一年 度	○・三七五
昭和六十二年 度	○・三六七
昭和六十三年 度	○・三六六
平成元年度	○・三五六
平成二年度	○・三二六

昭和五十二年 度	○・九三一
昭和五十三年 度	○・七八七
昭和五十四年 度	○・七一五
昭和五十五年 度	○・六五三
昭和五十六年 度	○・五三五
昭和五十七年 度	○・四六四
昭和五十八年 度	○・四二四
昭和五十九年 度	○・三九七
昭和六十年 度	○・三六六
昭和六十一年 度	○・三三九
昭和六十二年 度	○・三三一
昭和六十三年 度	○・三三〇
平成元年度	○・三二〇
平成二年度	○・二九一

平成十六年度	平成十五年度	平成十四年度	平成十三年度	平成十二年度	平成十一年度	平成十年度	平成九年度	平成八年度	平成七年度	平成六年度	平成五年度	平成四年度	平成三年度
○・一七一	○・一七一	○・一七一	○・一七一	○・一七一	○・一七一	○・一七八	○・二〇〇	○・二〇一	○・二〇一	○・二〇九	○・二二五	○・二四五	○・二八六

平成十六年度	平成十五年度	平成十四年度	平成十三年度	平成十二年度	平成十一年度	平成十年度	平成九年度	平成八年度	平成七年度	平成六年度	平成五年度	平成四年度	平成三年度
○・一四一	○・一四一	○・一四一	○・一四一	○・一四一	○・一四一	○・一四八	○・一六八	○・一六九	○・一六九	○・一七八	○・一九三	○・二一二	○・二五二

平成十七年度	○・一七一
平成十八年度	○・一七一
平成十九年度	○・一六八
平成二十年度	○・一六八
平成二十一年度	○・一五二
平成二十二年	○・一五二
平成二十三年	○・一五二
平成二十四年度	○・一五二
平成二十五年	○・一五二
平成二十六年	○・一四七
平成二十七年	○・一七
平成二十八年	○・一〇八
平成二十九年	○・一〇八
平成三十年	○・一〇三

平成十七年度	○・一四一
平成十八年度	○・一四一
平成十九年度	○・一三七
平成二十年度	○・一三七
平成二十一年	○・一二二
平成二十二年	○・一二二
平成二十三年	○・一二二
平成二十四	○・一二二
平成二十五年	○・一二二
平成二十六年	○・一一七
平成二十七年	○・〇八
平成二十八年	○・〇七九
平成二十九年	○・〇七九
平成三十年	○・〇七四

令和元年度	〇・〇九二
令和二年度	〇・〇八六

令和元年度	〇・〇六三
(新設)	(新設)

◎ 国民年金法による改定率の改定等に関する政令（平成十七年政令第九十二号）（抄）（第八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（令和七年度における国民年金法第二十七条に規定する改定率の改定）</p> <p>第一条 令和七年度における国民年金法第二十七条に規定する改定率は、昭和三十一年四月一日以前に生まれた者については一・〇六二とし、同月二日以後に生まれた者については一・〇六五とする。</p> <p>（令和七年度及び令和八年度における国民年金法第八十七条第三項の保険料改定率の改定）</p> <p>第二条 令和七年度における国民年金法第八十七条第三項の保険料改定率は、一・〇三〇とする。</p> <p>2 令和八年度における国民年金法第八十七条第三項の保険料改定率は、一・〇五四とする。</p> <p>（令和七年度における厚生年金保険法第四十三条第一項に規定する再評価率に関する読替え等）</p> <p>第四条 令和七年度における厚生年金保険法第四十三条第一項に規定する再評価率については、同法別表を別表第一のとおり読み替えて、同法の規定（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）を適用する。</p> <p>2 令和七年度における厚生年金保険法附則第十七条の四第二項に規定する率については、同法附則別表第一を別表第二のとおり読</p>	<p>（令和六年度における国民年金法第二十七条に規定する改定率の改定）</p> <p>第一条 令和六年度における国民年金法第二十七条に規定する改定率は、昭和三十一年四月一日以前に生まれた者については一・〇四二とし、同月二日以後に生まれた者については一・〇四五とする。</p> <p>（令和六年度及び令和七年度における国民年金法第八十七条第三項の保険料改定率の改定）</p> <p>第二条 令和六年度における国民年金法第八十七条第三項の保険料改定率は、〇・九九九とする。</p> <p>2 令和七年度における国民年金法第八十七条第三項の保険料改定率は、一・〇三〇とする。</p> <p>（令和六年度における厚生年金保険法第四十三条第一項に規定する再評価率に関する読替え等）</p> <p>第四条 令和六年度における厚生年金保険法第四十三条第一項に規定する再評価率については、同法別表を別表第一のとおり読み替えて、同法の規定（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）を適用する。</p> <p>2 令和六年度における厚生年金保険法附則第十七条の四第二項に規定する率については、同法附則別表第一を別表第二のとおり読</p>

み替えて、同法の規定（他の法令において引用する場合を含む。）を適用する。

3 令和七年度における厚生年金保険法附則第十七条の四第三項から第七項までに規定する率については、同法附則別表第二を別表第三のとおり読み替えて、同法の規定（他の法令において引用する場合を含む。）を適用する。

（令和七年度の四月以後の厚生年金保険法第四十六条第一項の支給停止調整額の改定）

第五条 令和七年度の四月以後の厚生年金保険法第四十六条第一項の支給停止調整額については、同条第三項本文中「四十八万円」とあるのは、「五十一万円」と読み替えて、同法の規定（他の法令において引用する場合を含む。）を適用する。

（令和七年度における平成十二年改正法附則第二十一条第一項及び第二項の従前額改定率の改定等）

第六条 令和七年度における国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号。以下「平成十二年改正法」という。）附則第二十一条第一項及び第二項の従前額改定率は、昭和十三年四月一日以前に生まれた者については一・〇六三とし、同月二日以後に生まれた者については一・〇六一とする。

2 平成十二年改正法附則別表第一平成十七年度以後の各年度に属する月の項の政令で定める率は、次の表の上欄に掲げる期間について、同表の下欄に定めるとおりとする。

(略)	(略)
令和七年四月から令和八年三月まで	〇・八三四

み替えて、同法の規定（他の法令において引用する場合を含む。）を適用する。

3 令和六年度における厚生年金保険法附則第十七条の四第三項から第七項までに規定する率については、同法附則別表第二を別表第三のとおり読み替えて、同法の規定（他の法令において引用する場合を含む。）を適用する。

（令和六年度の四月以後の厚生年金保険法第四十六条第一項の支給停止調整額の改定）

第五条 令和六年度の四月以後の厚生年金保険法第四十六条第一項の支給停止調整額については、同条第三項本文中「四十八万円」とあるのは、「五十万円」と読み替えて、同法の規定（他の法令において引用する場合を含む。）を適用する。

（令和六年度における平成十二年改正法附則第二十一条第一項及び第二項の従前額改定率の改定等）

第六条 令和六年度における国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号。以下「平成十二年改正法」という。）附則第二十一条第一項及び第二項の従前額改定率は、昭和十三年四月一日以前に生まれた者については一・〇四三とし、同月二日以後に生まれた者については一・〇四一とする。

2 平成十二年改正法附則別表第一平成十七年度以後の各年度に属する月の項の政令で定める率は、次の表の上欄に掲げる期間について、同表の下欄に定めるとおりとする。

(略)	(略)
(新設)	(新設)

別表第一（第四条第一項関係）

一 昭和五年四月一日以前に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一四・八四〇
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一四・五二一
昭和三十四年四月から昭和三十五年四月まで	一四・三一九
昭和三十五年五月から昭和三十六年三月まで	一一・八四三
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・九五〇
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・八八五
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	九・〇七九
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	八・三四四

別表第一（第四条第一項関係）

一 昭和五年四月一日以前に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一四・五六三
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一四・二五〇
昭和三十四年四月から昭和三十五年四月まで	一四・〇五二
昭和三十五年五月から昭和三十六年三月まで	一一・六二二
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・七四六
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・七〇一
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・九一〇
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	八・一八八

昭 和 四 十 年 五 月 か ら 昭 和 四 十 一 年 三 月 ま で	七・三〇二
昭 和 四 十 一 年 四 月 か ら 昭 和 四 十 二 年 三 月 ま で	六・七〇九
昭 和 四 十 二 年 四 月 か ら 昭 和 四 十 三 年 三 月 ま で	六・五二五
昭 和 四 十 三 年 四 月 か ら 昭 和 四 十 四 年 十 月 ま で	五・七七三
昭 和 四 十 四 年 十 一 月 か ら 昭 和 四 十 六 年 十 月 ま で	四・四一一
昭 和 四 十 六 年 十 一 月 か ら 昭 和 四 十 八 年 十 月 ま で	三・八二六
昭 和 四 十 八 年 十 一 月 か ら 昭 和 五 十 年 三 月 ま で	二・八〇五
昭 和 五 十 年 四 月 か ら 昭 和 五 十 一 年 七 月 ま で	二・三九二
昭 和 五 十 一 年 八 月 か ら 昭 和 五 十 三 年 三 月 ま で	一・九七七
昭 和 五 十 三 年 四 月 か ら 昭 和 五 十 四 年 三 月 ま で	一・八一七

昭 和 四 十 年 五 月 か ら 昭 和 四 十 一 年 三 月 ま で	七・一六六
昭 和 四 十 一 年 四 月 か ら 昭 和 四 十 二 年 三 月 ま で	六・五八四
昭 和 四 十 二 年 四 月 か ら 昭 和 四 十 三 年 三 月 ま で	六・四〇三
昭 和 四 十 三 年 四 月 か ら 昭 和 四 十 四 年 十 月 ま で	五・六六五
昭 和 四 十 四 年 十 一 月 か ら 昭 和 四 十 六 年 十 月 ま で	四・三二九
昭 和 四 十 六 年 十 一 月 か ら 昭 和 四 十 八 年 十 月 ま で	三・七五五
昭 和 四 十 八 年 十 一 月 か ら 昭 和 五 十 年 三 月 ま で	二・七五三
昭 和 五 十 年 四 月 か ら 昭 和 五 十 一 年 七 月 ま で	二・三四七
昭 和 五 十 一 年 八 月 か ら 昭 和 五 十 三 年 三 月 ま で	一・九四〇
昭 和 五 十 三 年 四 月 か ら 昭 和 五 十 四 年 三 月 ま で	一・七八三

昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・七二二
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・五五二
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・四七六
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・四二七
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・三七二
昭和六十年十月から昭和六十二年三月まで	一・二九七
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二六五
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二三三
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一六〇
平成三年四月から平成四年三月まで	一・一〇六
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇七四
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇五三

昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・六九〇
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・五二三
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・四四八
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・四〇〇
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・三四六
昭和六十年十月から昭和六十二年三月まで	一・二七三
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二四一
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二一〇
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一三八
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇八五
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇五四
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇三三

平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇四四
平成七年四月から平成八年三月まで	一・〇四三
平成八年四月から平成九年三月まで	一・〇三九
平成九年四月から平成十年三月まで	一・〇一七
平成十年四月から平成十一年三月まで	一・〇一一
平成十一年四月から平成十二年三月まで	一・〇一四
平成十二年四月から平成十三年三月まで	一・〇一九
平成十三年四月から平成十四年二月まで	一・〇二六
平成十四年四月から平成十五年三月まで	一・〇三六
平成十五年四月から平成十六年二月まで	一・〇四一
平成十六年四月から平成十七年二月まで	一・〇四二
平成十七年四月から平成十八年三月まで	一・〇四三
平成十八年四月から平成十九年三月まで	一・〇四三
平成十九年四月から平成二十年三月まで	一・〇四一

平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇二五
平成七年四月から平成八年三月まで	一・〇二四
平成八年四月から平成九年三月まで	一・〇二〇
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九九八
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九九二
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九九五
平成十二年四月から平成十三年三月まで	一・〇〇〇
平成十三年四月から平成十四年三月まで	一・〇〇七
平成十四年四月から平成十五年三月まで	一・〇一七
平成十五年四月から平成十六年三月まで	一・〇二二
平成十六年四月から平成十七年三月まで	一・〇二三
平成十七年四月から平成十八年三月まで	一・〇二四
平成十八年四月から平成十九年三月まで	一・〇二四
平成十九年四月から平成二十年三月まで	一・〇二二

平成二十年四月から平成二十一年三月まで	一・〇二二
で 平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	一・〇三五
で 平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	一・〇四二
で 平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	一・〇四四
で 平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	一・〇四五
で 平成二十五年四月から平成二十六年三月まで	一・〇四八
で 平成二十六年四月から平成二十七年三月まで	一・〇一七
で 平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	一・〇二二
で 平成二十八年四月から平成二十九年三月まで	一・〇一五
平成二十九年四月から平成三十年三月まで	一・〇一一

平成二十年四月から平成二十一年三月まで	一・〇〇三
で 平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	一・〇一六
で 平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	一・〇二三
で 平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	一・〇二五
で 平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	一・〇二六
で 平成二十五年四月から平成二十六年三月まで	一・〇二八
で 平成二十六年四月から平成二十七年三月まで	〇・九九八
で 平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	〇・九九三
で 平成二十八年四月から平成二十九年三月まで	〇・九九六
平成二十九年四月から平成三十年三月まで	〇・九九二

平成三十年四月から平成三十一年三月まで	一・〇〇二
平成三十一年四月から令和二年二月まで	〇・九九九
令和二年四月から令和三年三月まで	〇・九九九
令和三年四月から令和四年三月まで	一・〇〇二
令和四年四月から令和五年三月まで	〇・九八〇
令和五年四月から令和六年三月まで	〇・九四九
令和六年四月から令和七年三月まで	〇・九二四
令和七年四月から令和八年三月まで	〇・九二四

二 昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一四・九九一
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一四・六六五
昭和三十四年四月から昭和三十五年四月まで	一四・四六二

平成三十年四月から平成三十一年三月まで	〇・九八三
平成三十一年四月から令和二年三月まで	〇・九八〇
令和二年四月から令和三年三月まで	〇・九八〇
令和三年四月から令和四年三月まで	〇・九八三
令和四年四月から令和五年三月まで	〇・九五八
令和五年四月から令和六年三月まで	〇・九二八
令和六年四月から令和七年三月まで	〇・九二八
(新設)	(新設)

二 昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一四・七一一
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一四・三九二
昭和三十四年四月から昭和三十五年四月まで	一四・一九二

昭和三十五年五月から昭和三十六年三月まで	一一・九六二
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一一・〇五九
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・九八七
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	九・一六五
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	八・四二七
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	七・三七五
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・七七五
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	六・五九三
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	五・八三二
昭和四十四年十一月から昭和四十六年十月まで	四・四五六

昭和三十五年五月から昭和三十六年三月まで	一一・七三九
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・八五三
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・八〇一
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・九九四
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	八・二七〇
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	七・二三七
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・六四九
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	六・四七〇
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	五・七二三
昭和四十四年十一月から昭和四十六年十月まで	四・三七三

昭和四十六年十一月から昭和四十八年十月まで	三・八六五
昭和四十八年十一月から昭和五十年三月まで	二・八三二
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	二・四一五
昭和五十一年八月から昭和五十三年三月まで	一・九九八
昭和五十三年四月から昭和五十四年三月まで	一・八三六
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・七三九
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・五六七
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・四九四
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・四四一
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・三八七

昭和四十六年十一月から昭和四十八年十月まで	三・七九三
昭和四十八年十一月から昭和五十年三月まで	二・七七九
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	二・三七〇
昭和五十一年八月から昭和五十三年三月まで	一・九六一
昭和五十三年四月から昭和五十四年三月まで	一・八〇二
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・七〇七
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・五三八
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・四六六
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・四一四
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・三六一

昭和六十年十月から昭和六十二年三月まで	一・三〇八
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二七八
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二四四
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一七〇
平成三年四月から平成四年三月まで	一・一一八
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇八四
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇六三
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇四四
平成七年四月から平成八年三月まで	一・〇四三
平成八年四月から平成九年三月まで	一・〇三九
平成九年四月から平成十年三月まで	一・〇一七
平成十年四月から平成十一年三月まで	一・〇一一
平成十一年四月から平成十二年三月まで	一・〇一四

昭和六十年十月から昭和六十二年三月まで	一・二八四
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二五四
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二二一
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一四八
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇九七
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇六四
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇四三
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇二五
平成七年四月から平成八年三月まで	一・〇二四
平成八年四月から平成九年三月まで	一・〇二〇
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九九八
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九九二
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九九五

平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	一・〇一九
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	一・〇二六
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	一・〇三六
平成十五年四月から平成十六年三月まで	一・〇四一
平成十六年四月から平成十七年三月まで	一・〇四二
平成十七年四月から平成十八年三月まで	一・〇四三
平成十八年四月から平成十九年三月まで	一・〇四三
平成十九年四月から平成二十年三月まで	一・〇四一
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	一・〇二二
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	一・〇三五
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	一・〇四二
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	一・〇四四
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	一・〇四五

平成十二年四月から平成十三年三月まで	一・〇〇〇
平成十三年四月から平成十四年三月まで	一・〇〇七
平成十四年四月から平成十五年三月まで	一・〇一七
平成十五年四月から平成十六年三月まで	一・〇二二
平成十六年四月から平成十七年三月まで	一・〇二三
平成十七年四月から平成十八年三月まで	一・〇二四
平成十八年四月から平成十九年三月まで	一・〇二四
平成十九年四月から平成二十年三月まで	一・〇二二
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	一・〇〇三
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	一・〇一六
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	一・〇二三
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	一・〇二五
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	一・〇二六

で	平成二十五年四月から平成二十六年三月まで	一・〇四八
で	平成二十六年四月から平成二十七年三月まで	一・〇一七
で	平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	一・〇一二
で	平成二十八年四月から平成二十九年三月まで	一・〇一五
で	平成二十九年四月から平成三十年三月まで	一・〇一一
で	平成三十年四月から平成三十一年三月まで	一・〇〇二
で	平成三十一年四月から令和二年三月まで	〇・九九九
で	令和二年四月から令和三年三月まで	〇・九九九
で	令和三年四月から令和四年三月まで	一・〇〇二
で	令和四年四月から令和五年三月まで	〇・九八〇
で	令和五年四月から令和六年三月まで	〇・九四九

で	平成二十五年四月から平成二十六年三月まで	一・〇二八
で	平成二十六年四月から平成二十七年三月まで	〇・九九八
で	平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	〇・九九三
で	平成二十八年四月から平成二十九年三月まで	〇・九九六
で	平成二十九年四月から平成三十年三月まで	〇・九九二
で	平成三十年四月から平成三十一年三月まで	〇・九八三
で	平成三十一年四月から令和二年三月まで	〇・九八〇
で	令和二年四月から令和三年三月まで	〇・九八〇
で	令和三年四月から令和四年三月まで	〇・九八三
で	令和四年四月から令和五年三月まで	〇・九五八
で	令和五年四月から令和六年三月まで	〇・九二八

令和六年四月から令和七年三月まで	〇・九二四
令和七年四月から令和八年三月まで	〇・九二四

三 昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一五・三一〇
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一四・九八四
昭和三十四年四月から昭和三十五年四月まで	一四・七七二
昭和三十五年五月から昭和三十六年三月まで	一二・二一七
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一一・二九五
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	一〇・一九九
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	九・三七〇

令和六年四月から令和七年三月まで	〇・九二八
(新設)	(新設)

三 昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一五・〇二五
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一四・七〇五
昭和三十四年四月から昭和三十五年四月まで	一四・四九七
昭和三十五年五月から昭和三十六年三月まで	一一・九八九
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一一・〇八四
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	一〇・〇〇九
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	九・一九五

昭和五十二年四月から昭和五十四年三月まで	昭和五十一年八月から昭和五十三年三月まで	昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	昭和四十八年十一月から昭和五十年三月まで	昭和四十六年十一月から昭和四十八年十月まで	昭和四十四年十一月から昭和四十六年十月まで	昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで
一・八七五	二・〇四一	二・四七〇	二・八九六	三・九四八	四・五五二	五・九五四	六・七三七	六・九一八	七・五三六	八・六一二

昭和五十二年四月から昭和五十四年三月まで	昭和五十一年八月から昭和五十三年三月まで	昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	昭和四十八年十一月から昭和五十年三月まで	昭和四十六年十一月から昭和四十八年十月まで	昭和四十四年十一月から昭和四十六年十月まで	昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで
一・八四〇	二・〇〇三	二・四二四	二・八四二	三・八七四	四・四六七	五・八四三	六・六一一	六・七八九	七・三九五	八・四五一

で	昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・七七五
で	昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・六〇二
で	昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・五二五
で	昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・四六九
で	昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・四一五
で	昭和六十年十月から昭和六十二年三月まで	一・三三八
で	昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・三〇四
で	昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二七三
で	平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一九五
で	平成三年四月から平成四年三月まで	一・一四一
で	平成四年四月から平成五年三月まで	一・一〇八

で	昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・七四二
で	昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・五七二
で	昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・四九七
で	昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・四四二
で	昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・三八九
で	昭和六十年十月から昭和六十二年三月まで	一・三一三
で	昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二八〇
で	昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二四九
で	平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一七三
で	平成三年四月から平成四年三月まで	一・一二〇
で	平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇八七

平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇八五
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇六五
平成七年四月から平成八年三月まで	一・〇四三
平成八年四月から平成九年三月まで	一・〇三九
平成九年四月から平成十年三月まで	一・〇一七
平成十年四月から平成十一年三月まで	一・〇一一
平成十一年四月から平成十二年三月まで	一・〇一四
平成十二年四月から平成十三年三月まで	一・〇一九
平成十三年四月から平成十四年三月まで	一・〇二六
平成十四年四月から平成十五年三月まで	一・〇三六
平成十五年四月から平成十六年三月まで	一・〇四一
平成十六年四月から平成十七年三月まで	一・〇四二
平成十七年四月から平成十八年三月まで	一・〇四三
平成十八年四月から平成十九年三月まで	一・〇四三

平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇六五
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇四五
平成七年四月から平成八年三月まで	一・〇二四
平成八年四月から平成九年三月まで	一・〇二〇
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九九八
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九九二
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九九五
平成十二年四月から平成十三年三月まで	一・〇〇〇
平成十三年四月から平成十四年三月まで	一・〇〇七
平成十四年四月から平成十五年三月まで	一・〇一七
平成十五年四月から平成十六年三月まで	一・〇二二
平成十六年四月から平成十七年三月まで	一・〇二三
平成十七年四月から平成十八年三月まで	一・〇二四
平成十八年四月から平成十九年三月まで	一・〇二四

平成十九年四月から平成二十年三月まで	一・〇四一
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	一・〇二二
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	一・〇三五
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	一・〇四二
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	一・〇四四
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	一・〇四五
平成二十五年四月から平成二十六年三月まで	一・〇四八
平成二十六年四月から平成二十七年三月まで	一・〇一七
平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	一・〇一二
平成二十八年四月から平成二十九年三月まで	一・〇一五

平成十九年四月から平成二十年三月まで	一・〇二二
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	一・〇〇三
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	一・〇一六
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	一・〇二三
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	一・〇二五
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	一・〇二六
平成二十五年四月から平成二十六年三月まで	一・〇二八
平成二十六年四月から平成二十七年三月まで	〇・九九八
平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	〇・九九三
平成二十八年四月から平成二十九年三月まで	〇・九九六

平成二十九年四月から平成三十年三月まで	一・〇一一
平成三十年四月から平成三十一年三月まで	一・〇〇二
平成三十一年四月から令和二年三月まで	〇・九九九
令和二年四月から令和三年三月まで	〇・九九九
令和三年四月から令和四年三月まで	一・〇〇二
令和四年四月から令和五年三月まで	〇・九八〇
令和五年四月から令和六年三月まで	〇・九四九
令和六年四月から令和七年三月まで	〇・九二四
令和七年四月から令和八年三月まで	〇・九二四

四 昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であった月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一五・三八九
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一五・〇五七

平成二十九年四月から平成三十年三月まで	〇・九九二
平成三十年四月から平成三十一年三月まで	〇・九八三
平成三十一年四月から令和二年三月まで	〇・九八〇
令和二年四月から令和三年三月まで	〇・九八〇
令和三年四月から令和四年三月まで	〇・九八三
令和四年四月から令和五年三月まで	〇・九五八
令和五年四月から令和六年三月まで	〇・九二八
令和六年四月から令和七年三月まで	〇・九二八
(新設)	(新設)

四 昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であった月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一五・一〇二
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一四・七七六

昭和三十四年四月から昭和三十五年四月まで	一四・八四九
昭和三十五年五月から昭和三十六年三月まで	一二・二八一
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一一・三五四
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	一〇・二五一
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	九・四一五
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	八・六五二
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	七・五七二
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・九五六
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	六・七七一
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	五・九八七

昭和三十四年四月から昭和三十五年四月まで	一四・五七二
昭和三十五年五月から昭和三十六年三月まで	一二・〇五二
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一一・一四二
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	一〇・〇六〇
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	九・二三九
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	八・四九一
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	七・四三一
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・八二六
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	六・六四五
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	五・八七五

昭和四十四年十一月から昭和四十六年十月まで	四・五七五
昭和四十六年十一月から昭和四十八年十月まで	三・九六八
昭和四十八年十一月から昭和五十年三月まで	二・九一〇
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	二・四八一
昭和五十一年八月から昭和五十三年三月まで	二・〇五一
昭和五十三年四月から昭和五十四年三月まで	一・八八六
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・七八四
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・六一〇
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・五三四
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・四七六

昭和四十四年十一月から昭和四十六年十月まで	四・四九〇
昭和四十六年十一月から昭和四十八年十月まで	三・八九四
昭和四十八年十一月から昭和五十年三月まで	二・八五六
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	二・四三五
昭和五十一年八月から昭和五十三年三月まで	二・〇一三
昭和五十三年四月から昭和五十四年三月まで	一・八五一
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・七五一
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・五八〇
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・五〇五
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・四四八

昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・四二三
昭和六十年十月から昭和六十二年三月まで	一・三四四
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・三三〇
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二七九
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・二〇〇
平成三年四月から平成四年三月まで	一・一四七
平成四年四月から平成五年三月まで	一・一一四
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇九一
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇七一
平成七年四月から平成八年三月まで	一・〇四九
平成八年四月から平成九年三月まで	一・〇三四
平成九年四月から平成十年三月まで	一・〇一七
平成十年四月から平成十一年三月まで	一・〇一一

昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・三九六
昭和六十年十月から昭和六十二年三月まで	一・三一九
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二八六
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二五五
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一七八
平成三年四月から平成四年三月まで	一・一二六
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇九三
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇七一
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇五一
平成七年四月から平成八年三月まで	一・〇二九
平成八年四月から平成九年三月まで	一・〇一五
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九九八
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九九二

平成十一年四月から平成十二年三月まで	一・〇一四
平成十二年四月から平成十三年三月まで	一・〇一九
平成十三年四月から平成十四年三月まで	一・〇二六
平成十四年四月から平成十五年三月まで	一・〇三六
平成十五年四月から平成十六年三月まで	一・〇四一
平成十六年四月から平成十七年三月まで	一・〇四二
平成十七年四月から平成十八年三月まで	一・〇四三
平成十八年四月から平成十九年三月まで	一・〇四三
平成十九年四月から平成二十年三月まで	一・〇四一
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	一・〇二二
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	一・〇三五
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	一・〇四二
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	一・〇四四

平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九九五
平成十二年四月から平成十三年三月まで	一・〇〇〇
平成十三年四月から平成十四年三月まで	一・〇〇七
平成十四年四月から平成十五年三月まで	一・〇一七
平成十五年四月から平成十六年三月まで	一・〇二二
平成十六年四月から平成十七年三月まで	一・〇二三
平成十七年四月から平成十八年三月まで	一・〇二四
平成十八年四月から平成十九年三月まで	一・〇二四
平成十九年四月から平成二十年三月まで	一・〇二二
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	一・〇〇三
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	一・〇一六
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	一・〇二三
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	一・〇二五

平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	一・〇四五
平成二十五年四月から平成二十六年三月まで	一・〇四八
平成二十六年四月から平成二十七年三月まで	一・〇一七
平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	一・〇一二
平成二十八年四月から平成二十九年三月まで	一・〇一五
平成二十九年四月から平成三十年三月まで	一・〇一一
平成三十年四月から平成三十一年三月まで	一・〇〇二
平成三十一年四月から令和二年三月まで	〇・九九九
令和二年四月から令和三年三月まで	〇・九九九
令和三年四月から令和四年三月まで	一・〇〇二
令和四年四月から令和五年三月まで	〇・九八〇

平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	一・〇二六
平成二十五年四月から平成二十六年三月まで	一・〇二八
平成二十六年四月から平成二十七年三月まで	〇・九九八
平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	〇・九九三
平成二十八年四月から平成二十九年三月まで	〇・九九六
平成二十九年四月から平成三十年三月まで	〇・九九二
平成三十年四月から平成三十一年三月まで	〇・九八三
平成三十一年四月から令和二年三月まで	〇・九八〇
令和二年四月から令和三年三月まで	〇・九八〇
令和三年四月から令和四年三月まで	〇・九八三
令和四年四月から令和五年三月まで	〇・九五八

令和五年四月から令和六年三月まで	〇・九四九
令和六年四月から令和七年三月まで	〇・九二四
令和七年四月から令和八年三月まで	〇・九二四

五 昭和八年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一五・三八九
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一五・〇五七
昭和三十四年四月から昭和三十五年四月まで	一四・八四九
昭和三十五年五月から昭和三十六年三月まで	一二・二八一
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一一・三五四
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	一〇・二五一
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	九・四一五

令和五年四月から令和六年三月まで	〇・九二八
令和六年四月から令和七年三月まで	〇・九二八
(新設)	(新設)

五 昭和八年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一五・一〇二
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一四・七七六
昭和三十四年四月から昭和三十五年四月まで	一四・五七二
昭和三十五年五月から昭和三十六年三月まで	一二・〇五二
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一一・一四二
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	一〇・〇六〇
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	九・二三九

昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	八・六五二
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	七・五七二
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・九五六
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	六・七七一
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	五・九八七
昭和四十四年十一月から昭和四十六年十月まで	四・五七五
昭和四十六年十一月から昭和四十八年十月まで	三・九六八
昭和四十八年十一月から昭和五十年三月まで	二・九一〇
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	二・四八一
昭和五十一年八月から昭和五十三年三月まで	二・〇五一

昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	八・四九一
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	七・四三一
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・八二六
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	六・六四五
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	五・八七五
昭和四十四年十一月から昭和四十六年十月まで	四・四九〇
昭和四十六年十一月から昭和四十八年十月まで	三・八九四
昭和四十八年十一月から昭和五十年三月まで	二・八五六
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	二・四三五
昭和五十一年八月から昭和五十三年三月まで	二・〇一三

昭和三十二年四月から昭和三十四年三月まで	一・八八六
昭和三十四年四月から昭和三十五年九月まで	一・七八四
昭和三十五年十月から昭和三十七年三月まで	一・六一〇
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	一・五三四
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	一・四七六
昭和三十九年四月から昭和六十年九月まで	一・四二三
昭和六十年十月から昭和六十二年三月まで	一・三四四
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・三三〇
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二七九
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・二〇〇
平成三年四月から平成四年三月まで	一・一四七

昭和三十二年四月から昭和三十四年三月まで	一・八五一
昭和三十四年四月から昭和三十五年九月まで	一・七五一
昭和三十五年十月から昭和三十七年三月まで	一・五八〇
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	一・五〇五
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	一・四四八
昭和三十九年四月から昭和六十年九月まで	一・三九六
昭和六十年十月から昭和六十二年三月まで	一・三一九
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二八六
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二五五
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一七八
平成三年四月から平成四年三月まで	一・一二六

平成四年四月から平成五年三月まで	一・一一四
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇九一
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇七一
平成七年四月から平成八年三月まで	一・〇四九
平成八年四月から平成九年三月まで	一・〇三四
平成九年四月から平成十年三月まで	一・〇二〇
平成十年四月から平成十一年三月まで	一・〇一一
平成十一年四月から平成十二年三月まで	一・〇一四
平成十二年四月から平成十三年三月まで	一・〇一九
平成十三年四月から平成十四年三月まで	一・〇二六
平成十四年四月から平成十五年三月まで	一・〇三六
平成十五年四月から平成十六年三月まで	一・〇四一
平成十六年四月から平成十七年三月まで	一・〇四二
平成十七年四月から平成十八年三月まで	一・〇四三

平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇九三
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇七一
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇五一
平成七年四月から平成八年三月まで	一・〇二九
平成八年四月から平成九年三月まで	一・〇一五
平成九年四月から平成十年三月まで	一・〇〇一
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九九二
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九九五
平成十二年四月から平成十三年三月まで	一・〇〇〇
平成十三年四月から平成十四年三月まで	一・〇〇七
平成十四年四月から平成十五年三月まで	一・〇一七
平成十五年四月から平成十六年三月まで	一・〇二二
平成十六年四月から平成十七年三月まで	一・〇二三
平成十七年四月から平成十八年三月まで	一・〇二四

平成十八年四月から平成十九年三月まで	一・〇四三
平成十九年四月から平成二十年三月まで	一・〇四一
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	一・〇二二
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	一・〇三五
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	一・〇四二
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	一・〇四四
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	一・〇四五
平成二十五年四月から平成二十六年三月まで	一・〇四八
平成二十六年四月から平成二十七年三月まで	一・〇一七
平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	一・〇二二

平成十八年四月から平成十九年三月まで	一・〇二四
平成十九年四月から平成二十年三月まで	一・〇二二
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	一・〇〇三
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	一・〇一六
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	一・〇二三
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	一・〇二五
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	一・〇二六
平成二十五年四月から平成二十六年三月まで	一・〇二八
平成二十六年四月から平成二十七年三月まで	〇・九九八
平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	〇・九九三

昭和三十三年三月以前	昭和三十二年四月から昭和三十四年三月まで	一五・四五三	一五・一一九
平成二十八年四月から平成二十九年三月まで	令和七年四月から令和八年三月まで	一・〇一五	〇・九二四
平成二十九年四月から平成三十年三月まで	令和六年四月から令和七年三月まで	一・〇一一	〇・九二四
平成三十年四月から平成三十一年三月まで	令和五年四月から令和六年三月まで	一・〇〇二	〇・九四九
平成三十一年四月から令和二年三月まで	令和四年四月から令和五年三月まで	〇・九九九	〇・九八〇
令和二年四月から令和三年三月まで	令和三年四月から令和四年三月まで	〇・九九九	一・〇〇二
令和三年四月から令和四年三月まで	令和四年四月から令和五年三月まで	一・〇〇二	〇・九八〇
令和四年四月から令和五年三月まで	令和五年四月から令和六年三月まで	〇・九九九	〇・九四九
令和五年四月から令和六年三月まで	令和六年四月から令和七年三月まで	〇・九九九	〇・九二四
令和六年四月から令和七年三月まで	令和七年四月から令和八年三月まで	一・〇一一	〇・九二四
平成二十八年四月から平成二十九年三月まで		一・〇一五	

六 昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	昭和三十二年四月から昭和三十四年三月まで	一五・一六五	一四・八三七
平成二十八年四月から平成二十九年三月まで	(新設)	〇・九九六	(新設)
平成二十九年四月から平成三十年三月まで	令和四年四月から令和五年三月まで	〇・九九二	〇・九五八
平成三十年四月から平成三十一年三月まで	令和五年四月から令和六年三月まで	〇・九九三	〇・九二八
平成三十一年四月から令和二年三月まで	令和六年四月から令和七年三月まで	〇・九八〇	〇・九二八
令和二年四月から令和三年三月まで		〇・九八〇	
令和三年四月から令和四年三月まで		〇・九八〇	
令和四年四月から令和五年三月まで		〇・九八三	
令和五年四月から令和六年三月まで		〇・九八三	
令和六年四月から令和七年三月まで		〇・九八〇	
平成二十八年四月から平成二十九年三月まで		〇・九九六	

六 昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十四年四月から昭和三十五年四月まで	昭和三十五年五月から昭和三十六年三月まで	昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで
一四・九一二	一二・三三〇	一一・四〇一	一〇・二九四	九・四五三	八・六八八	七・六〇三	六・九八三	六・七九七	六・〇一〇

昭和三十四年四月から昭和三十五年四月まで	昭和三十五年五月から昭和三十六年三月まで	昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで
一四・六三四	一二・一〇〇	一一・一八八	一〇・一〇二	九・二七七	八・五二六	七・四六一	六・八五三	六・六七〇	五・八九八

昭 和 五 十 七 年 四 月 か ら 昭 和 五 十 八 年 三 月 ま で	昭 和 五 十 五 年 十 月 か ら 昭 和 五 十 七 年 三 月 ま で	昭 和 五 十 四 年 四 月 か ら 昭 和 五 十 五 年 九 月 ま で	昭 和 五 十 三 年 四 月 か ら 昭 和 五 十 四 年 三 月 ま で	昭 和 五 十 一 年 八 月 か ら 昭 和 五 十 三 年 三 月 ま で	昭 和 五 十 年 四 月 か ら 昭 和 五 十 一 年 七 月 ま で	昭 和 四 十 八 年 十 一 月 か ら 昭 和 五 十 年 三 月 ま で	昭 和 四 十 六 年 十 一 月 か ら 昭 和 四 十 八 年 十 月 ま で	昭 和 四 十 四 年 十 一 月 か ら 昭 和 四 十 六 年 十 月 ま で	昭 和 四 十 四 年 十 一 月 か ら 昭 和 四 十 六 年 十 月 ま で
一・五四〇	一・六一六	一・七九一	一・八九四	二・〇五九	二・四九一	二・九二一	三・九八五	四・五九六	四・五九六

昭 和 五 十 七 年 四 月 か ら 昭 和 五 十 八 年 三 月 ま で	昭 和 五 十 五 年 十 月 か ら 昭 和 五 十 七 年 三 月 ま で	昭 和 五 十 四 年 四 月 か ら 昭 和 五 十 五 年 九 月 ま で	昭 和 五 十 三 年 四 月 か ら 昭 和 五 十 四 年 三 月 ま で	昭 和 五 十 一 年 八 月 か ら 昭 和 五 十 三 年 三 月 ま で	昭 和 五 十 年 四 月 か ら 昭 和 五 十 一 年 七 月 ま で	昭 和 四 十 八 年 十 一 月 か ら 昭 和 五 十 年 三 月 ま で	昭 和 四 十 六 年 十 一 月 か ら 昭 和 四 十 八 年 十 月 ま で	昭 和 四 十 四 年 十 一 月 か ら 昭 和 四 十 六 年 十 月 ま で	昭 和 四 十 四 年 十 一 月 か ら 昭 和 四 十 六 年 十 月 ま で
一・五一一	一・五八六	一・七五八	一・八五九	二・〇二一	二・四四五	二・八六七	三・九一一	四・五一〇	四・五一〇

昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・四八三
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・四三〇
昭和六十年十月から昭和六十二年三月まで	一・三五〇
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・三一六
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二八四
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・二〇五
平成三年四月から平成四年三月まで	一・一五二
平成四年四月から平成五年三月まで	一・一一九
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇九六
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇七五
平成七年四月から平成八年三月まで	一・〇五三
平成八年四月から平成九年三月まで	一・〇三九
平成九年四月から平成十年三月まで	一・〇二四

昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・四五五
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・四〇三
昭和六十年十月から昭和六十二年三月まで	一・三二五
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二九一
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二六〇
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一八三
平成三年四月から平成四年三月まで	一・一三一
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇九八
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇七六
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇五五
平成七年四月から平成八年三月まで	一・〇三三
平成八年四月から平成九年三月まで	一・〇二〇
平成九年四月から平成十年三月まで	一・〇〇五

平成十年四月から平成十一年三月まで	一・〇一五
平成十一年四月から平成十二年三月まで	一・〇一四
平成十二年四月から平成十三年三月まで	一・〇一九
平成十三年四月から平成十四年二月まで	一・〇二六
平成十四年四月から平成十五年三月まで	一・〇三六
平成十五年四月から平成十六年二月まで	一・〇四一
平成十六年四月から平成十七年二月まで	一・〇四二
平成十七年四月から平成十八年三月まで	一・〇四三
平成十八年四月から平成十九年二月まで	一・〇四三
平成十九年四月から平成二十年二月まで	一・〇四一
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	一・〇二二
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	一・〇三五
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	一・〇四二

平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九九六
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九五五
平成十二年四月から平成十三年三月まで	一・〇〇〇
平成十三年四月から平成十四年三月まで	一・〇〇七
平成十四年四月から平成十五年三月まで	一・〇一七
平成十五年四月から平成十六年三月まで	一・〇二二
平成十六年四月から平成十七年三月まで	一・〇二三
平成十七年四月から平成十八年三月まで	一・〇二四
平成十八年四月から平成十九年三月まで	一・〇二四
平成十九年四月から平成二十年三月まで	一・〇二二
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	一・〇〇三
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	一・〇一六
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	一・〇二三

平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	一・〇四四
で 平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	一・〇四五
で 平成二十五年四月から平成二十六年三月まで	一・〇四八
で 平成二十六年四月から平成二十七年三月まで	一・〇一七
で 平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	一・〇一二
で 平成二十八年四月から平成二十九年三月まで	一・〇一五
平成二十九年四月から平成三十年三月まで	一・〇一一
平成三十年四月から平成三十一年三月まで	一・〇〇二
平成三十一年四月から令和二年三月まで	〇・九九九
令和二年四月から令和三年三月まで	〇・九九九
令和三年四月から令和四年三月まで	一・〇〇二

平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	一・〇二五
で 平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	一・〇二六
で 平成二十五年四月から平成二十六年三月まで	一・〇二八
で 平成二十六年四月から平成二十七年三月まで	〇・九九八
で 平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	〇・九九三
で 平成二十八年四月から平成二十九年三月まで	〇・九九六
平成二十九年四月から平成三十年三月まで	〇・九九二
平成三十年四月から平成三十一年三月まで	〇・九八三
平成三十一年四月から令和二年三月まで	〇・九八〇
令和二年四月から令和三年三月まで	〇・九八〇
令和三年四月から令和四年三月まで	〇・九八三

令和四年四月から令和五年三月まで	〇・九八〇
令和五年四月から令和六年三月まで	〇・九四九
令和六年四月から令和七年三月まで	〇・九二四
令和七年四月から令和八年三月まで	〇・九二四

七 昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一五・五六三
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一五・二三〇
昭和三十四年四月から昭和三十五年四月まで	一五・〇一八
昭和三十五年五月から昭和三十六年三月まで	一二・四一八
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一一・四八五
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	一〇・三七〇

令和四年四月から令和五年三月まで	〇・九五八
令和五年四月から令和六年三月まで	〇・九二八
令和六年四月から令和七年三月まで	〇・九二八
(新設)	(新設)

七 昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一五・二七三
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一四・九四六
昭和三十四年四月から昭和三十五年四月まで	一四・七三八
昭和三十五年五月から昭和三十六年三月まで	一二・一八六
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一一・二七一
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	一〇・一七七

昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	九・五二三
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	八・七五二
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	七・六五八
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	七・〇三四
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	六・八四七
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	六・〇五三
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	四・六二七
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	四・〇一六
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	二・九四四
昭和三十二年四月から昭和三十二年三月まで	二・五一一

昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	九・三四五
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	八・五八九
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	七・五一五
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	六・九〇三
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	六・七一九
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	五・九四〇
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	四・五四一
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	三・九四一
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	二・八八九
昭和三十二年四月から昭和三十二年三月まで	二・四六五

昭和五十一年八月から昭和三十二年三月まで	二・〇七三
昭和三十二年四月から昭和三十四年三月まで	一・九〇八
昭和三十四年四月から昭和三十五年九月まで	一・八〇五
昭和三十五年十月から昭和三十七年三月まで	一・六二六
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	一・五五〇
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	一・四九五
昭和三十九年四月から昭和三十九年九月まで	一・四四〇
昭和三十九年十月から昭和三十九年三月まで	一・三六〇
昭和三十九年四月から昭和三十九年三月まで	一・三二五
昭和三十九年四月から昭和三十九年三月まで	一・二九三
昭和三十九年四月から昭和三十九年三月まで	一・二一五

昭和三十九年八月から昭和三十九年三月まで	二・〇三四
昭和三十九年四月から昭和三十九年三月まで	一・八七二
昭和三十九年四月から昭和三十九年九月まで	一・七七一
昭和三十九年十月から昭和三十九年三月まで	一・五九六
昭和三十九年四月から昭和三十九年三月まで	一・五二一
昭和三十九年四月から昭和三十九年三月まで	一・四六七
昭和三十九年四月から昭和三十九年九月まで	一・四一三
昭和三十九年十月から昭和三十九年三月まで	一・三三五
昭和三十九年四月から昭和三十九年三月まで	一・三〇〇
昭和三十九年四月から昭和三十九年三月まで	一・二六九
昭和三十九年四月から昭和三十九年三月まで	一・一九二

平成三年四月から平成四年三月まで	一・一六一
平成四年四月から平成五年三月まで	一・一二八
平成五年四月から平成六年三月まで	一・一〇四
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇八二
平成七年四月から平成八年三月まで	一・〇六〇
平成八年四月から平成九年三月まで	一・〇四八
平成九年四月から平成十年三月まで	一・〇三二
平成十年四月から平成十一年三月まで	一・〇二〇
平成十一年四月から平成十二年三月まで	一・〇一九
平成十二年四月から平成十三年三月まで	一・〇一九
平成十三年四月から平成十四年二月まで	一・〇二六
平成十四年四月から平成十五年三月まで	一・〇三六
平成十五年四月から平成十六年三月まで	一・〇四一
平成十六年四月から平成十七年三月まで	一・〇四二

平成三年四月から平成四年三月まで	一・一三九
平成四年四月から平成五年三月まで	一・一〇七
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇八三
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇六二
平成七年四月から平成八年三月まで	一・〇四〇
平成八年四月から平成九年三月まで	一・〇二八
平成九年四月から平成十年三月まで	一・〇一三
平成十年四月から平成十一年三月まで	一・〇〇一
平成十一年四月から平成十二年三月まで	一・〇〇〇
平成十二年四月から平成十三年三月まで	一・〇〇〇
平成十三年四月から平成十四年三月まで	一・〇〇七
平成十四年四月から平成十五年三月まで	一・〇一七
平成十五年四月から平成十六年三月まで	一・〇二二
平成十六年四月から平成十七年三月まで	一・〇二三

平成十七年四月から平成十八年三月まで	一・〇四三
平成十八年四月から平成十九年三月まで	一・〇四三
平成十九年四月から平成二十年三月まで	一・〇四一
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	一・〇二二
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	一・〇三五
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	一・〇四二
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	一・〇四四
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	一・〇四五
平成二十五年四月から平成二十六年三月まで	一・〇四八
平成二十六年四月から平成二十七年三月まで	一・〇一七
平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	一・〇一二

平成十七年四月から平成十八年三月まで	一・〇二四
平成十八年四月から平成十九年三月まで	一・〇二四
平成十九年四月から平成二十年三月まで	一・〇二二
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	一・〇〇三
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	一・〇一六
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	一・〇二三
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	一・〇二五
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	一・〇二六
平成二十五年四月から平成二十六年三月まで	一・〇二八
平成二十六年四月から平成二十七年三月まで	〇・九九八
平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	〇・九九三

昭和三十二年四月から昭和四十三年三月まで	昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	昭和三十五年五月から昭和三十六年三月まで	昭和三十四年四月から昭和三十五年四月まで	昭和三十二年四月から昭和三十三年三月まで
六・九〇一	八・八二四	七・七二三	七・〇九二	九・六〇〇	一〇・四五四	一一・五七六	一二・五二二	一五・一四〇	一五・三五四

昭和三十二年四月から昭和四十三年三月まで	昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	昭和三十五年五月から昭和三十六年三月まで	昭和三十四年四月から昭和三十五年四月まで	昭和三十二年四月から昭和三十三年三月まで
六・七七二	六・九六〇	七・五七九	八・六五九	九・四二一	一〇・二五九	一一・三六〇	一二・二八九	一四・八五八	一五・〇六八

昭 和 五 十 七 年 四 月 か ら 昭 和 五 十 八 年 三 月 ま で	昭 和 五 十 五 年 十 月 か ら 昭 和 五 十 七 年 三 月 ま で	昭 和 五 十 四 年 四 月 か ら 昭 和 五 十 五 年 九 月 ま で	昭 和 五 十 三 年 四 月 か ら 昭 和 五 十 四 年 三 月 ま で	昭 和 五 十 一 年 八 月 か ら 昭 和 五 十 三 年 三 月 ま で	昭 和 五 十 年 四 月 か ら 昭 和 五 十 一 年 七 月 ま で	昭 和 四 十 八 年 十 一 月 か ら 昭 和 五 十 年 三 月 ま で	昭 和 四 十 六 年 十 一 月 か ら 昭 和 四 十 八 年 十 月 ま で	昭 和 四 十 四 年 十 一 月 か ら 昭 和 四 十 六 年 十 月 ま で	昭 和 四 十 三 年 四 月 か ら 昭 和 四 十 四 年 十 月 ま で
一・五六二	一・六三九	一・八二〇	一・九二三	二・〇九〇	二・五二八	二・九七〇	四・〇四七	四・六六五	六・一〇三

昭 和 五 十 七 年 四 月 か ら 昭 和 五 十 八 年 三 月 ま で	昭 和 五 十 五 年 十 月 か ら 昭 和 五 十 七 年 三 月 ま で	昭 和 五 十 四 年 四 月 か ら 昭 和 五 十 五 年 九 月 ま で	昭 和 五 十 三 年 四 月 か ら 昭 和 五 十 四 年 三 月 ま で	昭 和 五 十 一 年 八 月 か ら 昭 和 五 十 三 年 三 月 ま で	昭 和 五 十 年 四 月 か ら 昭 和 五 十 一 年 七 月 ま で	昭 和 四 十 八 年 十 一 月 か ら 昭 和 五 十 年 三 月 ま で	昭 和 四 十 六 年 十 一 月 か ら 昭 和 四 十 八 年 十 月 ま で	昭 和 四 十 四 年 十 一 月 か ら 昭 和 四 十 六 年 十 月 ま で	昭 和 四 十 三 年 四 月 か ら 昭 和 四 十 四 年 十 月 ま で
一・五三三	一・六〇八	一・七八六	一・八八七	二・〇五一	二・四八一	二・九一五	三・九七二	四・五七八	五・九八九

で		
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・五〇八	
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・四五一	
昭和六十年十月から昭和六十二年三月まで	一・三七二	
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・三三六	
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・三〇三	
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・二二五	
平成三年四月から平成四年三月まで	一・一六九	
平成四年四月から平成五年三月まで	一・一三六	
平成五年四月から平成六年三月まで	一・一一三	
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇九一	
平成七年四月から平成八年三月まで	一・〇六九	
平成八年四月から平成九年三月まで	一・〇五六	

で		
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・四八〇	
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・四二四	
昭和六十年十月から昭和六十二年三月まで	一・三四六	
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・三一一	
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二七九	
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・二〇二	
平成三年四月から平成四年三月まで	一・一四七	
平成四年四月から平成五年三月まで	一・一一五	
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇九二	
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇七一	
平成七年四月から平成八年三月まで	一・〇四九	
平成八年四月から平成九年三月まで	一・〇三六	

平成九年四月から平成十年三月まで	一・〇四二
平成十年四月から平成十一年三月まで	一・〇二九
平成十一年四月から平成十二年三月まで	一・〇二八
平成十二年四月から平成十三年三月まで	一・〇二八
平成十三年四月から平成十四年三月まで	一・〇二六
平成十四年四月から平成十五年三月まで	一・〇三六
平成十五年四月から平成十六年三月まで	一・〇四一
平成十六年四月から平成十七年三月まで	一・〇四二
平成十七年四月から平成十八年三月まで	一・〇四三
平成十八年四月から平成十九年三月まで	一・〇四三
平成十九年四月から平成二十年三月まで	一・〇四一
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	一・〇二二
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	一・〇三五
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	一・〇四二

平成九年四月から平成十年三月まで	一・〇二三
平成十年四月から平成十一年三月まで	一・〇一〇
平成十一年四月から平成十二年三月まで	一・〇〇九
平成十二年四月から平成十三年三月まで	一・〇〇九
平成十三年四月から平成十四年三月まで	一・〇〇七
平成十四年四月から平成十五年三月まで	一・〇一七
平成十五年四月から平成十六年三月まで	一・〇二二
平成十六年四月から平成十七年三月まで	一・〇二三
平成十七年四月から平成十八年三月まで	一・〇二四
平成十八年四月から平成十九年三月まで	一・〇二四
平成十九年四月から平成二十年三月まで	一・〇二二
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	一・〇〇三
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	一・〇一六
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	一・〇二三

で	平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	一・〇四四
で	平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	一・〇四五
で	平成二十五年四月から平成二十六年三月まで	一・〇四八
で	平成二十六年四月から平成二十七年三月まで	一・〇一七
で	平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	一・〇一二
で	平成二十八年四月から平成二十九年三月まで	一・〇一五
で	平成二十九年四月から平成三十年三月まで	一・〇一一
で	平成三十年四月から平成三十一年三月まで	一・〇〇二
で	平成三十一年四月から令和二年三月まで	〇・九九九
で	令和二年四月から令和三年三月まで	〇・九九九

で	平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	一・〇二五
で	平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	一・〇二六
で	平成二十五年四月から平成二十六年三月まで	一・〇二八
で	平成二十六年四月から平成二十七年三月まで	〇・九九八
で	平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	〇・九九三
で	平成二十八年四月から平成二十九年三月まで	〇・九九六
で	平成二十九年四月から平成三十年三月まで	〇・九九二
で	平成三十年四月から平成三十一年三月まで	〇・九八三
で	平成三十一年四月から令和二年三月まで	〇・九八〇
で	令和二年四月から令和三年三月まで	〇・九八〇

令和三年四月から令和四年三月まで	一・〇〇二
令和四年四月から令和五年三月まで	〇・九八〇
令和五年四月から令和六年三月まで	〇・九四九
令和六年四月から令和七年三月まで	〇・九二四
令和七年四月から令和八年三月まで	〇・九二四

九 昭和十三年四月二日から昭和三十一年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一五・七〇七
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一五・三六八
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一五・一五七
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	一一・五三四
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一一・五八九

令和三年四月から令和四年三月まで	〇・九八三
令和四年四月から令和五年三月まで	〇・九五八
令和五年四月から令和六年三月まで	〇・九二八
令和六年四月から令和七年三月まで	〇・九二八
(新設)	(新設)

九 昭和十三年四月二日から昭和三十一年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一五・四一四
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一五・〇八一
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一四・八七四
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	一一・三〇〇
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一一・三七三

昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	一〇・四六五
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	九・六〇八
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	八・八三三
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	七・七二八
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	七・〇九八
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	六・九〇六
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	六・一一〇
昭和四十四年十一月から昭和四十六年十月まで	四・六六九
昭和四十六年十一月から昭和四十八年十月まで	四・〇五二
昭和四十八年十一月から昭和五十年三月まで	二・九七三

昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	一〇・二七〇
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	九・四二九
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	八・六六八
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	七・五八四
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・九六六
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	六・七七七
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	五・九九六
昭和四十四年十一月から昭和四十六年十月まで	四・五八二
昭和四十六年十一月から昭和四十八年十月まで	三・九七六
昭和四十八年十一月から昭和五十年三月まで	二・九一八

昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	二・五三〇
昭和五十一年八月から昭和五十三年三月まで	二・〇九二
昭和五十三年四月から昭和五十四年三月まで	一・九二四
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・八二二
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・六四一
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・五六三
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・五〇九
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・四五一
昭和六十年十月から昭和六十二年三月まで	一・三七三
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・三三八
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・三〇四

昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	二・四八三
昭和五十一年八月から昭和五十三年三月まで	二・〇五三
昭和五十三年四月から昭和五十四年三月まで	一・八八八
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・七八八
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・六一〇
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・五三四
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・四八一
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・四二四
昭和六十年十月から昭和六十二年三月まで	一・三四七
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・三一三
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二八〇

平成元年十二月から平成三年三月まで	一・二二六
平成三年四月から平成四年三月まで	一・一七〇
平成四年四月から平成五年三月まで	一・一三七
平成五年四月から平成六年三月まで	一・一一四
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇九一
平成七年四月から平成八年三月まで	一・〇七〇
平成八年四月から平成九年三月まで	一・〇五七
平成九年四月から平成十年三月まで	一・〇四三
平成十年四月から平成十一年三月まで	一・〇三〇
平成十一年四月から平成十二年三月まで	一・〇二九
平成十二年四月から平成十三年三月まで	一・〇二九
平成十三年四月から平成十四年三月まで	一・〇二八
平成十四年四月から平成十五年三月まで	一・〇三四
平成十五年四月から平成十六年三月まで	一・〇三七

平成元年十二月から平成三年三月まで	一・二〇三
平成三年四月から平成四年三月まで	一・一四八
平成四年四月から平成五年三月まで	一・一一六
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇九三
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇七一
平成七年四月から平成八年三月まで	一・〇五〇
平成八年四月から平成九年三月まで	一・〇三七
平成九年四月から平成十年三月まで	一・〇二四
平成十年四月から平成十一年三月まで	一・〇一一
平成十一年四月から平成十二年三月まで	一・〇一〇
平成十二年四月から平成十三年三月まで	一・〇一〇
平成十三年四月から平成十四年三月まで	一・〇〇九
平成十四年四月から平成十五年三月まで	一・〇一五
平成十五年四月から平成十六年三月まで	一・〇一八

平成十六年四月から平成十七年三月まで	一・〇三九
平成十七年四月から平成十八年三月まで	一・〇四一
平成十八年四月から平成十九年三月まで	一・〇四一
平成十九年四月から平成二十年三月まで	一・〇三七
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	一・〇二〇
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	一・〇三三
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	一・〇三九
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	一・〇四二
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	一・〇四三
平成二十五年四月から平成二十六年三月まで	一・〇四五
平成二十六年四月から平成二十七年三月まで	一・〇一五

平成十六年四月から平成十七年三月まで	一・〇二〇
平成十七年四月から平成十八年三月まで	一・〇二二
平成十八年四月から平成十九年三月まで	一・〇二二
平成十九年四月から平成二十年三月まで	一・〇一八
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	一・〇〇一
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	一・〇一四
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	一・〇二〇
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	一・〇二三
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	一・〇二四
平成二十五年四月から平成二十六年三月まで	一・〇二六
平成二十六年四月から平成二十七年三月まで	〇・九九六

平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	一・〇一〇
平成二十八年四月から平成二十九年三月まで	一・〇一三
平成二十九年四月から平成三十年三月まで	一・〇〇九
平成三十年四月から平成三十一年三月まで	一・〇〇〇
平成三十一年四月から令和二年三月まで	〇・九九七
令和二年四月から令和三年三月まで	〇・九九七
令和三年四月から令和四年三月まで	一・〇〇〇
令和四年四月から令和五年三月まで	〇・九七八
令和五年四月から令和六年三月まで	〇・九四七
令和六年四月から令和七年三月まで	〇・九二二
令和七年四月から令和八年三月まで	〇・九二二

十 昭和三十一年四月二日から昭和三十三年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であった月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	〇・九九一
平成二十八年四月から平成二十九年三月まで	〇・九九四
平成二十九年四月から平成三十年三月まで	〇・九九〇
平成三十年四月から平成三十一年三月まで	〇・九八一
平成三十一年四月から令和二年三月まで	〇・九七八
令和二年四月から令和三年三月まで	〇・九七八
令和三年四月から令和四年三月まで	〇・九八一
令和四年四月から令和五年三月まで	〇・九五六
令和五年四月から令和六年三月まで	〇・九二六
令和六年四月から令和七年三月まで	〇・九二六
(新設)	(新設)

十 昭和三十一年四月二日から昭和三十二年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であった月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十二年三月以前	一五・七五三
昭和三十二年四月から昭和三十四年三月まで	一五・四一三
昭和三十四年四月から昭和三十五年四月まで	一五・二〇一
昭和三十五年五月から昭和三十六年三月まで	一二・五七一
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一一・六二四
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	一〇・四九七
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	九・六三七
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	八・八五九
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	七・七五一
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	七・一二〇

昭和三十二年三月以前	一五・四五九
昭和三十二年四月から昭和三十四年三月まで	一五・一二六
昭和三十四年四月から昭和三十五年四月まで	一四・九一八
昭和三十五年五月から昭和三十六年三月まで	一二・三三七
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一一・四〇七
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	一〇・三〇一
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	九・四五七
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	八・六九四
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	七・六〇六
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・九八七

昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	六・九二六
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	六・一二七
昭和四十四年十一月から昭和四十六年十月まで	四・六八三
昭和四十六年十一月から昭和四十八年十月まで	四・〇六四
昭和四十八年十一月から昭和五十年三月まで	二・九八二
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	二・五三七
昭和五十一年八月から昭和五十三年三月まで	二・〇九八
昭和五十三年四月から昭和五十四年三月まで	一・九三〇
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・八二八
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・六四六

昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	六・七九七
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	六・〇一三
昭和四十四年十一月から昭和四十六年十月まで	四・五九六
昭和四十六年十一月から昭和四十八年十月まで	三・九八八
昭和四十八年十一月から昭和五十年三月まで	二・九二六
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	二・四九〇
昭和五十一年八月から昭和五十三年三月まで	二・〇五九
昭和五十三年四月から昭和五十四年三月まで	一・八九四
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・七九四
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・六一五

昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・五六七
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・五一三
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・四五六
昭和六十年十月から昭和六十二年三月まで	一・三七八
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・三四二
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・三〇八
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・二二九
平成三年四月から平成四年三月まで	一・一七三
平成四年四月から平成五年三月まで	一・一四〇
平成五年四月から平成六年三月まで	一・一一七
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇九五
平成七年四月から平成八年三月まで	一・〇七三

昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・五三八
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・四八五
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・四二九
昭和六十年十月から昭和六十二年三月まで	一・三五二
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・三一七
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二八四
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・二〇六
平成三年四月から平成四年三月まで	一・一五一
平成四年四月から平成五年三月まで	一・一一九
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇九六
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇七五
平成七年四月から平成八年三月まで	一・〇五三

平成八年四月から平成九年三月まで	一・〇六〇
平成九年四月から平成十年三月まで	一・〇四七
平成十年四月から平成十一年三月まで	一・〇三三
平成十一年四月から平成十二年三月まで	一・〇三二
平成十二年四月から平成十三年三月まで	一・〇三二
平成十三年四月から平成十四年三月まで	一・〇三一
平成十四年四月から平成十五年三月まで	一・〇三七
平成十五年四月から平成十六年三月まで	一・〇四〇
平成十六年四月から平成十七年三月まで	一・〇四一
平成十七年四月から平成十八年三月まで	一・〇四三
平成十八年四月から平成十九年三月まで	一・〇四三
平成十九年四月から平成二十年三月まで	一・〇四〇
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	一・〇二三
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	一・〇三六

平成八年四月から平成九年三月まで	一・〇四〇
平成九年四月から平成十年三月まで	一・〇二七
平成十年四月から平成十一年三月まで	一・〇一四
平成十一年四月から平成十二年三月まで	一・〇一三
平成十二年四月から平成十三年三月まで	一・〇一三
平成十三年四月から平成十四年三月まで	一・〇一二
平成十四年四月から平成十五年三月まで	一・〇一八
平成十五年四月から平成十六年三月まで	一・〇二一
平成十六年四月から平成十七年三月まで	一・〇二二
平成十七年四月から平成十八年三月まで	一・〇二四
平成十八年四月から平成十九年三月まで	一・〇二四
平成十九年四月から平成二十年三月まで	一・〇二一
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	一・〇〇四
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	一・〇一七

平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	一・〇四一
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	一・〇四四
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	一・〇四七
平成二十五年四月から平成二十六年三月まで	一・〇四九
平成二十六年四月から平成二十七年三月まで	一・〇一八
平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	一・〇一三
平成二十八年四月から平成二十九年三月まで	一・〇一六
平成二十九年四月から平成三十年三月まで	一・〇一二
平成三十年四月から平成三十一年三月まで	一・〇〇三
平成三十一年四月から令和二年三月まで	一・〇〇〇

平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	一・〇二二
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	一・〇二五
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	一・〇二七
平成二十五年四月から平成二十六年三月まで	一・〇二九
平成二十六年四月から平成二十七年三月まで	〇・九九九
平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	〇・九九四
平成二十八年四月から平成二十九年三月まで	〇・九九七
平成二十九年四月から平成三十年三月まで	〇・九九三
平成三十年四月から平成三十一年三月まで	〇・九八四
平成三十一年四月から令和二年三月まで	〇・九八一

令和二年四月から令和三年三月まで	〇・九九七
令和三年四月から令和四年三月まで	一・〇〇〇
令和四年四月から令和五年三月まで	〇・九七八
令和五年四月から令和六年三月まで	〇・九四七
令和六年四月から令和七年三月まで	〇・九二二
令和七年四月から令和八年三月まで	〇・九二二

十一 昭和三十三年四月二日以後に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一五・七五三
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一五・四一三
昭和三十四年四月から昭和三十五年四月まで	一五・二〇一
昭和三十五年五月から昭和三十六年三月まで	一一・五七一
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一一・六二四

令和二年四月から令和三年三月まで	〇・九七八
令和三年四月から令和四年三月まで	〇・九八一
令和四年四月から令和五年三月まで	〇・九五六
令和五年四月から令和六年三月まで	〇・九二六
令和六年四月から令和七年三月まで	〇・九二六
(新設)	(新設)

十一 昭和三十二年四月二日以後に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一五・四五九
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一五・一二六
昭和三十四年四月から昭和三十五年四月まで	一四・九一八
昭和三十五年五月から昭和三十六年三月まで	一一・三三七
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一一・四〇七

昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	一〇・四九七
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	九・六三七
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	八・八五九
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	七・七五一
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	七・一二〇
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	六・九二六
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	六・一二七
昭和四十四年十一月から昭和四十六年十月まで	四・六八三
昭和四十六年十一月から昭和四十八年十月まで	四・〇六四
昭和四十八年十一月から昭和五十年三月まで	二・九八二

昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	一〇・三〇一
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	九・四五七
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	八・六九四
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	七・六〇六
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・九八七
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	六・七九七
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	六・〇一三
昭和四十四年十一月から昭和四十六年十月まで	四・五九六
昭和四十六年十一月から昭和四十八年十月まで	三・九八八
昭和四十八年十一月から昭和五十年三月まで	二・九二六

昭 和 五 十 年 四 月 か ら 昭 和 五 十 一 年 七 月 ま で	昭 和 五 十 一 年 八 月 か ら 昭 和 五 十 三 年 三 月 ま で	昭 和 五 十 三 年 四 月 か ら 昭 和 五 十 四 年 三 月 ま で	昭 和 五 十 四 年 四 月 か ら 昭 和 五 十 五 年 九 月 ま で	昭 和 五 十 五 年 十 月 か ら 昭 和 五 十 七 年 三 月 ま で	昭 和 五 十 七 年 四 月 か ら 昭 和 五 十 八 年 三 月 ま で	昭 和 五 十 八 年 四 月 か ら 昭 和 五 十 九 年 三 月 ま で	昭 和 五 十 九 年 四 月 か ら 昭 和 六 十 年 九 月 ま で	昭 和 六 十 年 十 月 か ら 昭 和 六 十 二 年 三 月 ま で	昭 和 六 十 二 年 四 月 か ら 昭 和 六 十 三 年 三 月 ま で
二・五三七	二・〇九八	一・九三〇	一・八二八	一・六四六	一・五六七	一・五二三	一・四五六	一・三七八	一・三四二

昭 和 五 十 年 四 月 か ら 昭 和 五 十 一 年 七 月 ま で	昭 和 五 十 一 年 八 月 か ら 昭 和 五 十 三 年 三 月 ま で	昭 和 五 十 三 年 四 月 か ら 昭 和 五 十 四 年 三 月 ま で	昭 和 五 十 四 年 四 月 か ら 昭 和 五 十 五 年 九 月 ま で	昭 和 五 十 五 年 十 月 か ら 昭 和 五 十 七 年 三 月 ま で	昭 和 五 十 七 年 四 月 か ら 昭 和 五 十 八 年 三 月 ま で	昭 和 五 十 八 年 四 月 か ら 昭 和 五 十 九 年 三 月 ま で	昭 和 五 十 九 年 四 月 か ら 昭 和 六 十 年 九 月 ま で	昭 和 六 十 年 十 月 か ら 昭 和 六 十 二 年 三 月 ま で	昭 和 六 十 二 年 四 月 か ら 昭 和 六 十 三 年 三 月 ま で
二・四九〇	二・〇五九	一・八九四	一・七九四	一・六一五	一・五三八	一・四八五	一・四二九	一・三三二	一・三一七

昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・三〇八
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・二二九
平成三年四月から平成四年三月まで	一・一七三
平成四年四月から平成五年三月まで	一・一四〇
平成五年四月から平成六年三月まで	一・一一七
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇九五
平成七年四月から平成八年三月まで	一・〇七三
平成八年四月から平成九年三月まで	一・〇六〇
平成九年四月から平成十年三月まで	一・〇四七
平成十年四月から平成十一年三月まで	一・〇三三
平成十一年四月から平成十二年三月まで	一・〇三二
平成十二年四月から平成十三年三月まで	一・〇三一
平成十三年四月から平成十四年三月まで	一・〇三七

昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二八四
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・二〇六
平成三年四月から平成四年三月まで	一・一五一
平成四年四月から平成五年三月まで	一・一一九
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇九六
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇七五
平成七年四月から平成八年三月まで	一・〇五三
平成八年四月から平成九年三月まで	一・〇四〇
平成九年四月から平成十年三月まで	一・〇二七
平成十年四月から平成十一年三月まで	一・〇一四
平成十一年四月から平成十二年三月まで	一・〇一三
平成十二年四月から平成十三年三月まで	一・〇一三
平成十三年四月から平成十四年三月まで	一・〇一二
平成十四年四月から平成十五年三月まで	一・〇一八

平成十五年四月から平成十六年三月まで	一・〇四〇
平成十六年四月から平成十七年三月まで	一・〇四一
平成十七年四月から平成十八年三月まで	一・〇四三
平成十八年四月から平成十九年三月まで	一・〇四三
平成十九年四月から平成二十年三月まで	一・〇四〇
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	一・〇二三
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	一・〇三六
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	一・〇四一
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	一・〇四四
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	一・〇四七
平成二十五年四月から平成二十六年三月まで	一・〇四九

平成十五年四月から平成十六年三月まで	一・〇二一
平成十六年四月から平成十七年三月まで	一・〇二二
平成十七年四月から平成十八年三月まで	一・〇二四
平成十八年四月から平成十九年三月まで	一・〇二四
平成十九年四月から平成二十年三月まで	一・〇二一
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	一・〇〇四
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	一・〇一七
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	一・〇二二
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	一・〇二五
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	一・〇二七
平成二十五年四月から平成二十六年三月まで	一・〇二九

平成二十六年四月から平成二十七年三月まで	一・〇一八
平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	一・〇一三
平成二十八年四月から平成二十九年三月まで	一・〇一六
平成二十九年四月から平成三十年三月まで	一・〇一二
平成三十年四月から平成三十一年三月まで	一・〇〇三
平成三十一年四月から令和二年三月まで	一・〇〇〇
令和二年四月から令和三年三月まで	〇・九九七
令和三年四月から令和四年三月まで	一・〇〇〇
令和四年四月から令和五年三月まで	〇・九七八
令和五年四月から令和六年三月まで	〇・九四七
令和六年四月から令和七年三月まで	〇・九二二
令和七年四月から令和八年三月まで	〇・九二二

別表第二（第四条第二項関係）

平成二十六年四月から平成二十七年三月まで	〇・九九九
平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	〇・九九四
平成二十八年四月から平成二十九年三月まで	〇・九九七
平成二十九年四月から平成三十年三月まで	〇・九九三
平成三十年四月から平成三十一年三月まで	〇・九八四
平成三十一年四月から令和二年三月まで	〇・九八一
令和二年四月から令和三年三月まで	〇・九七八
令和三年四月から令和四年三月まで	〇・九八一
令和四年四月から令和五年三月まで	〇・九五六
令和五年四月から令和六年三月まで	〇・九二六
令和六年四月から令和七年三月まで	〇・九二六
(新設)	(新設)

別表第二（第四条第二項関係）

一 昭和五年四月一日以前に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一四・六四九
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一三・九八一
で	
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一三・五九八
で	
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	一二・六七二
で	
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・七三七
で	
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・五三六
で	
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・五七八
で	
昭和三十九年四月から昭和四十年三月まで	七・七八三
昭和四十年四月から昭和四十一年三月まで	七・三五六

一 昭和五年四月一日以前に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一四・三七六
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一三・七二〇
で	
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一三・三四四
で	
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	一二・四三六
で	
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・五三七
で	
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・三五八
で	
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・四一八
で	
昭和三十九年四月から昭和四十年三月まで	七・六三八
昭和四十年四月から昭和四十一年三月まで	七・二一九

昭 和 四 十 一 年 四 月 か ら 昭 和 四 十 二 年 三 月 ま で	六・四三三
昭 和 四 十 二 年 四 月 か ら 昭 和 四 十 三 年 三 月 ま で	六・一二五
昭 和 四 十 三 年 四 月 か ら 昭 和 四 十 四 年 十 月 ま で	五・三八〇
昭 和 四 十 四 年 十 一 月 か ら 昭 和 四 十 六 年 九 月 ま で	四・二八五
昭 和 四 十 六 年 十 月 か ら 昭 和 四 十 八 年 九 月 ま で	三・八六九
昭 和 四 十 八 年 十 月 か ら 昭 和 五 十 年 三 月 ま で	二・六四七
昭 和 五 十 年 四 月 か ら 昭 和 五 十 一 年 七 月 ま で	二・二六二
昭 和 五 十 一 年 八 月 か ら 昭 和 五 十 二 年 十 二 月 ま で	一・八七一
昭 和 五 十 三 年 一 月 か ら 昭 和 五 十 四 年 三 月 ま で	一・七七四
昭 和 五 十 四 年 四 月 か ら 昭 和 五 十 五 年 九 月 ま で	一・七二〇

昭 和 四 十 一 年 四 月 か ら 昭 和 四 十 二 年 三 月 ま で	六・三一三
昭 和 四 十 二 年 四 月 か ら 昭 和 四 十 三 年 三 月 ま で	六・〇一一
昭 和 四 十 三 年 四 月 か ら 昭 和 四 十 四 年 十 月 ま で	五・二八〇
昭 和 四 十 四 年 十 一 月 か ら 昭 和 四 十 六 年 九 月 ま で	四・二〇五
昭 和 四 十 六 年 十 月 か ら 昭 和 四 十 八 年 九 月 ま で	三・七九七
昭 和 四 十 八 年 十 月 か ら 昭 和 五 十 年 三 月 ま で	二・五九八
昭 和 五 十 年 四 月 か ら 昭 和 五 十 一 年 七 月 ま で	二・二二〇
昭 和 五 十 一 年 八 月 か ら 昭 和 五 十 二 年 十 二 月 ま で	一・八三六
昭 和 五 十 三 年 一 月 か ら 昭 和 五 十 四 年 三 月 ま で	一・七四一
昭 和 五 十 四 年 四 月 か ら 昭 和 五 十 五 年 九 月 ま で	一・六七八

昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・五七四
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・四七六
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・四五七
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・三五〇
昭和六十年十月から昭和六十一年三月まで	一・二九七

二 昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一四・七九六
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一四・一二〇
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一三・七三二
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	一二・七九八

昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・五四五
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・四四八
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・四三〇
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・三二五
昭和六十年十月から昭和六十一年三月まで	一・二七三

二 昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一四・五二〇
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一三・八五七
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一三・四七六
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	一二・五五九

昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・八四四
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・六三一
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・六六五
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	七・八六一
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	七・四二九
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・四九七
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	六・一八五
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	五・四三三
昭和四十四年十一月から昭和四十六年九月まで	四・三二九
昭和四十六年十月から昭和四十八年九月まで	三・九〇八

昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・六四二
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・四五一
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・五〇三
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	七・七一四
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	七・二九〇
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・三七六
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	六・〇七〇
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	五・三三二
昭和四十四年十一月から昭和四十六年九月まで	四・二四八
昭和四十六年十月から昭和四十八年九月まで	三・八三五

昭和四十八年十月から昭和五十年三月まで	二・六七五
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	二・二八八
昭和五十一年八月から昭和五十二年十二月まで	一・八九二
昭和五十三年一月から昭和五十四年三月まで	一・七九一
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・七二八
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・五九〇
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・四九四
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・四七〇
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・三六五
昭和六十年十月から昭和六十一年三月まで	一・三〇八

三 昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の

昭和四十八年十月から昭和五十年三月まで	二・六二五
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	二・二四五
昭和五十一年八月から昭和五十二年十二月まで	一・八五七
昭和五十三年一月から昭和五十四年三月まで	一・七五八
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・六九六
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・五六〇
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・四六六
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・四四三
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・三四〇
昭和六十年十月から昭和六十一年三月まで	一・二八四

三 昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の

区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一五・一一四
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一四・四二三
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一四・〇二八
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	一三・〇七五
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一一・〇七九
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・八三九
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・八五三
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	八・〇二九
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	七・五九〇
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・六三五

区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一四・八三二
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一四・一五四
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一三・七六六
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	一二・八三一
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・八七二
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・六五六
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・六八八
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	七・八七九
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	七・四四八
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・五一一

昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	六・三一七
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	五・五四九
昭和四十四年十一月から昭和四十六年九月まで	四・四一九
昭和四十六年十月から昭和四十八年九月まで	三・九九三
昭和四十八年十月から昭和五十年三月まで	二・七三〇
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	二・三三五
昭和五十一年八月から昭和五十二年十二月まで	一・九三〇
昭和五十三年一月から昭和五十四年三月まで	一・八三一
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・七六五
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・六二〇

昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	六・一九九
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	五・四四六
昭和四十四年十一月から昭和四十六年九月まで	四・三三七
昭和四十六年十月から昭和四十八年九月まで	三・九一九
昭和四十八年十月から昭和五十年三月まで	二・六七九
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	二・二九一
昭和五十一年八月から昭和五十二年十二月まで	一・八九四
昭和五十三年一月から昭和五十四年三月まで	一・七九七
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・七三二
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・五九〇

昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・五二五
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・五〇四
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・三九五
昭和六十年十月から昭和六十一年三月まで	一・三三八

四 昭和七年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一五・一九三
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一四・四九四
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一四・一〇〇
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	一三・一四一
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一一・一三五

昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・四九七
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・四七六
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・三六九
昭和六十年十月から昭和六十一年三月まで	一・三一三

四 昭和七年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一四・九一〇
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一四・二二四
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一三・八三七
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	一二・八九六
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・九二七

昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・八八八
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・八九八
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	八・〇六九
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	七・六二七
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・六七〇
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	六・三四九
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	五・五七六
昭和四十四年十一月から昭和四十六年九月まで	四・四四三
昭和四十六年十月から昭和四十八年九月まで	四・〇一五
昭和四十八年十月から昭和五十年三月まで	二・七四五

昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・七〇四
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・七三二
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	七・九一九
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	七・四八五
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・五四六
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	六・二三一
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	五・四七二
昭和四十四年十一月から昭和四十六年九月まで	四・三六〇
昭和四十六年十月から昭和四十八年九月まで	三・九四〇
昭和四十八年十月から昭和五十年三月まで	二・六九四

昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	二・三四八
昭和五十一年八月から昭和五十二年十二月まで	一・九四〇
昭和五十三年一月から昭和五十四年三月まで	一・八四二
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・七七三
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・六二九
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・五三四
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・五一二
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・四〇一
昭和六十年十月から昭和六十一年三月まで	一・三四四

五 昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	二・三〇四
昭和五十一年八月から昭和五十二年十二月まで	一・九〇四
昭和五十三年一月から昭和五十四年三月まで	一・八〇八
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・七四〇
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・五九九
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・五〇五
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・四八四
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・三七五
昭和六十年十月から昭和六十一年三月まで	一・三一九

五 昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一五・二五六
昭和三十二年四月から昭和三十四年三月まで	一四・五五五
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一四・一五八
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	一三・一九五
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一一・一七八
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・九三〇
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・九三三
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	八・一〇〇
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	七・六五九
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・六九八
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	六・三七七

昭和三十三年三月以前	一四・九七二
昭和三十二年四月から昭和三十四年三月まで	一四・二八四
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一三・八九四
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	一二・九四九
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・九七〇
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・七四五
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・七六六
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	七・九四九
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	七・五一六
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・五七三
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	六・二五八

昭 和 五 十 七 年 四 月 か ら 昭 和 五 十 八 年 三 月 ま で	昭 和 五 十 五 年 十 月 か ら 昭 和 五 十 七 年 三 月 ま で	昭 和 五 十 四 年 四 月 か ら 昭 和 五 十 五 年 九 月 ま で	昭 和 五 十 三 年 一 月 か ら 昭 和 五 十 四 年 三 月 ま で	昭 和 五 十 一 年 八 月 か ら 昭 和 五 十 二 年 十 二 月 ま で	昭 和 五 十 年 四 月 か ら 昭 和 五 十 一 年 七 月 ま で	昭 和 四 十 八 年 十 月 か ら 昭 和 五 十 年 三 月 ま で	昭 和 四 十 六 年 十 月 か ら 昭 和 四 十 八 年 九 月 ま で	昭 和 四 十 四 年 十 一 月 か ら 昭 和 四 十 六 年 九 月 ま で	昭 和 四 十 三 年 四 月 か ら 昭 和 四 十 四 年 十 月 ま で	昭 和 四 十 三 年 四 月 か ら 昭 和 四 十 四 年 十 月 ま で
一・五四〇	一・六三五	一・七八〇	一・八四八	一・九四七	二・三五八	二・七五四	四・〇三一	四・四六〇	五・六〇二	

昭 和 五 十 七 年 四 月 か ら 昭 和 五 十 八 年 三 月 ま で	昭 和 五 十 五 年 十 月 か ら 昭 和 五 十 七 年 三 月 ま で	昭 和 五 十 四 年 四 月 か ら 昭 和 五 十 五 年 九 月 ま で	昭 和 五 十 三 年 一 月 か ら 昭 和 五 十 四 年 三 月 ま で	昭 和 五 十 一 年 八 月 か ら 昭 和 五 十 二 年 十 二 月 ま で	昭 和 五 十 年 四 月 か ら 昭 和 五 十 一 年 七 月 ま で	昭 和 四 十 八 年 十 月 か ら 昭 和 五 十 年 三 月 ま で	昭 和 四 十 六 年 十 月 か ら 昭 和 四 十 八 年 九 月 ま で	昭 和 四 十 四 年 十 一 月 か ら 昭 和 四 十 六 年 九 月 ま で	昭 和 四 十 三 年 四 月 か ら 昭 和 四 十 四 年 十 月 ま で	昭 和 四 十 三 年 四 月 か ら 昭 和 四 十 四 年 十 月 ま で
一・五一一	一・六〇五	一・七四七	一・八一四	一・九一一	二・三一四	二・七〇三	三・九五六	四・三七七	五・四九八	

昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	一〇・〇〇一
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一一・二六一
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	一三・二九〇
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一四・二六一
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一四・六六一
昭和三十二年三月以前	一五・三六六

六 昭和三十二年四月一日から昭和三十三年三月までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	一〇・〇〇一
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一一・二六一
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	一三・二九〇
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一四・二六一
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一四・六六一
昭和三十二年三月以前	一五・三六六

昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・八一五
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一一・〇五一
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	一三・〇四二
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一三・九九五
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一四・三八八
昭和三十二年三月以前	一五・〇七九

六 昭和三十二年四月一日から昭和三十三年三月までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・八一五
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一一・〇五一
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	一三・〇四二
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一三・九九五
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一四・三八八
昭和三十二年三月以前	一五・〇七九

昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	昭和四十四年十一月から昭和四十六年九月まで	昭和四十六年十月から昭和四十八年九月まで	昭和四十八年十月から昭和五十年三月まで	昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで
八・九九八	八・一六一	七・七一六	六・七四八	六・四二二	五・六四三	四・四九一	四・〇五九	二・七七五	二・三七三

昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	昭和四十四年十一月から昭和四十六年九月まで	昭和四十六年十月から昭和四十八年九月まで	昭和四十八年十月から昭和五十年三月まで	昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで
八・八三〇	八・〇〇九	七・五七二	六・六二二	六・三〇二	五・五三八	四・四〇七	三・九八三	二・七二三	二・三二九

昭和五十一年八月から昭和五十二年十二月まで	一・九六三
昭和五十三年一月から昭和五十四年三月まで	一・八六三
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・七九二
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・六四九
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・五五〇
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・五二九
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・四一七
昭和六十年十月から昭和六十一年三月まで	一・三六〇
昭和三十三年三月以前	一五・四九〇

七 昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であった月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和五十一年八月から昭和五十二年十二月まで	一・九二六
昭和五十三年一月から昭和五十四年三月まで	一・八二八
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・七五九
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・六一八
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・五二一
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・五〇〇
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・三九一
昭和六十年十月から昭和六十一年三月まで	一・三三五
昭和三十三年三月以前	一五・二〇一

七 昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であった月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十二年四月から昭和三十四年三月まで	一四・七七九
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一四・三七四
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	一三・三九八
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一一・三五〇
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	一〇・〇八二
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	九・〇七一
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	八・二二八
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	七・七八〇
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・八〇〇
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	六・四七五

昭和三十二年四月から昭和三十四年三月まで	一四・五〇三
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一四・一〇六
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	一三・一四八
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一一・一三八
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・八九四
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・九〇二
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	八・〇七五
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	七・六三五
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・六七三
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	六・三五四

昭和三十九年四月から昭和四十四年十月まで	五・六八九
昭和四十四年十一月から昭和四十六年九月まで	四・五三〇
昭和四十六年十月から昭和四十八年九月まで	四・〇九二
昭和四十八年十月から昭和五十年三月まで	二・七九七
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	二・三九四
昭和五十一年八月から昭和五十二年十二月まで	一・九七八
昭和五十三年一月から昭和五十四年三月まで	一・八七七
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・八〇八
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・六六三
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・五六二

昭和三十九年四月から昭和四十四年十月まで	五・五八三
昭和四十四年十一月から昭和四十六年九月まで	四・四四六
昭和四十六年十月から昭和四十八年九月まで	四・〇一六
昭和四十八年十月から昭和五十年三月まで	二・七四五
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	二・三四九
昭和五十一年八月から昭和五十二年十二月まで	一・九四一
昭和五十三年一月から昭和五十四年三月まで	一・八四二
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・七七四
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・六三二
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・五三三

昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・五四一
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・四二九
昭和六十年十月から昭和六十一年三月まで	一・三七二

八 昭和十三年四月二日から昭和三十一年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一五・五〇三
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一四・七九五
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一四・三八九
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	一三・四一一
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一一・三六三
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	一〇・〇九〇

昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・五一二
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・四〇二
昭和六十年十月から昭和六十一年三月まで	一・三四六

八 昭和十三年四月二日から昭和三十一年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一五・二二四
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一四・五一九
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一四・一一一
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	一三・一六一
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一一・一五一
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・九〇二

昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	九・〇七九
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	八・二三八
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	七・七八七
昭和三十九年四月から昭和四十二年三月まで	六・八〇七
昭和三十八年四月から昭和四十三年三月まで	六・四八一
昭和三十七年四月から昭和四十四年十月まで	五・六九三
昭和三十七年十一月から昭和四十六年九月まで	四・五三五
昭和三十七年十月から昭和四十八年九月まで	四・〇九七
昭和三十八年十月から昭和五十年三月まで	二・八〇〇
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	二・三九六
昭和五十一年八月から昭和五十二年十二月まで	一・九八一

昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・九一〇
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	八・〇八四
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	七・六四二
昭和三十九年四月から昭和四十二年三月まで	六・六八〇
昭和三十八年四月から昭和四十三年三月まで	六・三六〇
昭和三十七年四月から昭和四十四年十月まで	五・五八七
昭和三十七年十一月から昭和四十六年九月まで	四・四五〇
昭和三十七年十月から昭和四十八年九月まで	四・〇二一
昭和三十八年十月から昭和五十年三月まで	二・七四八
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	二・三五一
昭和五十一年八月から昭和五十二年十二月まで	一・九四四

昭和五十三年一月から昭和五十四年三月まで	一・八七九
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・八一―
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・六六五
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・五六三
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・五四二
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・四三〇
昭和六十年十月から昭和六十一年三月まで	一・三七三

九 昭和三十一年四月二日から昭和三十三年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一五・五四九
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一四・八三八

昭和五十三年一月から昭和五十四年三月まで	一・八四四
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・七七七
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・六三四
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・五三四
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・五一三
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・四〇三
昭和六十年十月から昭和六十一年三月まで	一・三四七

九 昭和三十一年四月二日から昭和三十二年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一五・二五九
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一四・五六一

昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一四・四三二
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	一三・四五二
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一一・三九六
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	一〇・一二〇
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	九・一〇六
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	八・二六一
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	七・八一
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・八二六
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	六・五〇一
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	五・七〇九

昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一四・一六三
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	一三・二〇〇
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一一・一八四
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・九三一
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・九三六
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	八・一〇七
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	七・六六五
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・六九九
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	六・三八〇
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	五・六〇三

昭和四十四年十一月から昭和四十六年九月まで	四・五四八
昭和四十六年十月から昭和四十八年九月まで	四・一一〇
昭和四十八年十月から昭和五十年三月まで	二・八〇八
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	二・四〇二
昭和五十一年八月から昭和五十二年十二月まで	一・九八七
昭和五十三年一月から昭和五十四年三月まで	一・八八六
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・八一六
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・六六九
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・五六七
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・五四七

昭和四十四年十一月から昭和四十六年九月まで	四・四六三
昭和四十六年十月から昭和四十八年九月まで	四・〇三三
昭和四十八年十月から昭和五十年三月まで	二・七五六
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	二・三五七
昭和五十一年八月から昭和五十二年十二月まで	一・九五〇
昭和五十三年一月から昭和五十四年三月まで	一・八五一
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・七八二
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・六三八
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・五三八
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・五一八

昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・四三五
昭和六十年十月から昭和六十一年三月まで	一・三七八

十 昭和三十三年四月二日以後に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一五・五四九
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一四・八三八
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一四・四三二
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	一三・四五二
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一一・三九六
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	一〇・一二〇
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	九・一〇六

昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・四〇八
昭和六十年十月から昭和六十一年三月まで	一・三五二

十 昭和三十二年四月二日以後に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一五・二五九
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一四・五六一
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一四・一六三
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	一三・二〇〇
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一一・一八四
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・九三一
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・九三六

昭和三十三年四月から昭和四十年四月まで	八・二六一
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	七・八一
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・八二六
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	六・五〇一
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	五・七〇九
昭和四十四年十一月から昭和四十六年九月まで	四・五四八
昭和四十六年十月から昭和四十八年九月まで	四・一一〇
昭和四十八年十月から昭和五十年三月まで	二・八〇八
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	二・四〇二
昭和五十一年八月から昭和五十二年十二月まで	一・九八七
昭和五十三年一月から昭和五十四年三月まで	一・八八六

昭和三十三年四月から昭和四十年四月まで	八・一〇七
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	七・六六五
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・六九九
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	六・三八〇
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	五・六〇三
昭和四十四年十一月から昭和四十六年九月まで	四・四六三
昭和四十六年十月から昭和四十八年九月まで	四・〇三三
昭和四十八年十月から昭和五十年三月まで	二・七五六
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	二・三五七
昭和五十一年八月から昭和五十二年十二月まで	一・九五〇
昭和五十三年一月から昭和五十四年三月まで	一・八五一

昭 和 五 十 四 年 四 月 か ら 昭 和 五 十 五 年 九 月 ま で	昭 和 五 十 五 年 十 月 か ら 昭 和 五 十 七 年 三 月 ま で	昭 和 五 十 七 年 四 月 か ら 昭 和 五 十 八 年 三 月 ま で	昭 和 五 十 八 年 四 月 か ら 昭 和 五 十 九 年 三 月 ま で	昭 和 五 十 九 年 四 月 か ら 昭 和 六 十 年 九 月 ま で	昭 和 六 十 年 十 月 か ら 昭 和 六 十 一 年 三 月 ま で	一・八一六	一・六六九	一・五六七	一・五四七	一・四三五	一・三七八
--	--	--	--	---	---	-------	-------	-------	-------	-------	-------

別表第三（第四条第三項関係）

昭 和 五 年 四 月 一 日 以 前 に 生 ま れ た 者	昭 和 五 年 四 月 二 日 か ら 昭 和 六 年 四 月 一 日 ま で の 間 に 生 ま れ た 者	昭 和 六 年 四 月 二 日 か ら 昭 和 七 年 四 月 一 日 ま で の 間 に 生 ま れ た 者	一・二九七	一・三〇八	一・三三八
--	--	--	-------	-------	-------

昭 和 五 十 四 年 四 月 か ら 昭 和 五 十 五 年 九 月 ま で	昭 和 五 十 五 年 十 月 か ら 昭 和 五 十 七 年 三 月 ま で	昭 和 五 十 七 年 四 月 か ら 昭 和 五 十 八 年 三 月 ま で	昭 和 五 十 八 年 四 月 か ら 昭 和 五 十 九 年 三 月 ま で	昭 和 五 十 九 年 四 月 か ら 昭 和 六 十 年 九 月 ま で	昭 和 六 十 年 十 月 か ら 昭 和 六 十 一 年 三 月 ま で	一・七八二	一・六三八	一・五三八	一・五一八	一・四〇八	一・三五二
--	--	--	--	---	---	-------	-------	-------	-------	-------	-------

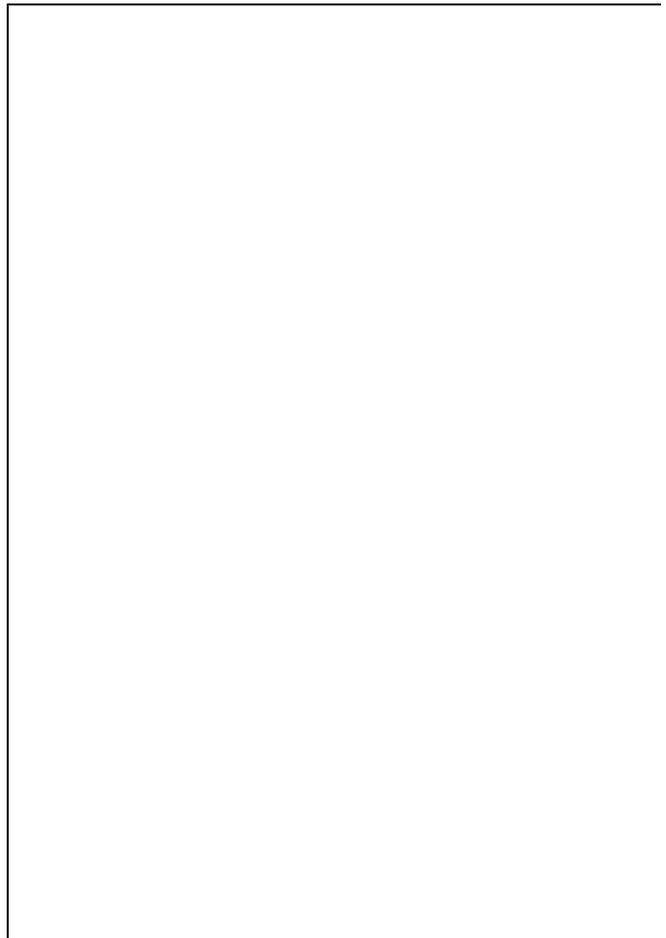
別表第三（第四条第三項関係）

昭 和 五 年 四 月 一 日 以 前 に 生 ま れ た 者	昭 和 五 年 四 月 二 日 か ら 昭 和 六 年 四 月 一 日 ま で の 間 に 生 ま れ た 者	昭 和 六 年 四 月 二 日 か ら 昭 和 七 年 四 月 一 日 ま で の 間 に 生 ま れ た 者	一・二七三	一・二八四	一・三一三
--	--	--	-------	-------	-------

昭和七年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者	一・三四四
昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者	一・三五〇
昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者	一・三六〇
昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者	一・三七二
昭和十三年四月二日から昭和三十一年四月一日までの間に生まれた者	一・三七三
昭和三十一年四月二日から昭和三十二年四月一日までの間に生まれた者	一・三七八
昭和三十二年四月二日以後に生まれた者	一・三七八

昭和七年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者	一・三一九
昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者	一・三二五
昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者	一・三三五
昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者	一・三四六
昭和十三年四月二日から昭和十四年四月一日までの間に生まれた者	一・三四七
昭和十四年四月二日から昭和十五年四月一日までの間に生まれた者	一・三四七
昭和十五年四月二日から昭和十六年四月一日までの間に生まれた者	一・三四七
昭和十六年四月二日から昭和十七年四月一日までの間に生まれた者	一・三四七
昭和十七年四月二日から昭和十八年四月一日までの間に生まれた者	一・三四七
昭和十八年四月二日から昭和十九年四月一日までの間に生まれた者	一・三四七

昭和三十七年四月二日から昭和二十八年四月一日までの間に生まれた者	昭和三十七年四月二日から昭和二十七年四月一日までの間に生まれた者	昭和三十七年四月二日から昭和二十六年四月一日までの間に生まれた者	昭和三十七年四月二日から昭和二十五年四月一日までの間に生まれた者	昭和三十七年四月二日から昭和二十四年四月一日までの間に生まれた者	昭和三十七年四月二日から昭和二十三年四月一日までの間に生まれた者	昭和三十七年四月二日から昭和二十二年四月一日までの間に生まれた者	昭和三十七年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者	昭和三十七年四月二日から昭和二十年四月一日までの間に生まれた者	昭和三十七年四月二日から昭和十九年四月二日までの間に生まれた者
一・三四七	一・三四七	一・三四七							



昭和二十八年四月二日から昭和二十九年四月一日までの間に生まれた者	一・三四七
昭和二十九年四月二日から昭和三十年四月一日までの間に生まれた者	一・三四七
昭和三十年四月二日から昭和三十一年四月一日までの間に生まれた者	一・三四七
昭和三十一年四月二日から昭和三十二年四月一日までの間に生まれた者	一・三五二
昭和三十二年四月二日以後に生まれた者	一・三五二

◎ 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律施行令（平成二十二年政令第三百三十三号）（抄）（第九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行
附則別表（附則第二条第二項関係） 一〇十（略） 十一 令和七年度		附則別表（附則第二条第二項関係） 一〇十（略） （新設）
昭和十五年度	八五二・四九三	
昭和十六年度	七一七・四二九	
昭和十七年度	七〇一・二七六	
昭和十八年度	六七一・六七九	
昭和十九年度	六二七・六七一	
昭和二十年度	五五二・八九六	
昭和二十一年度	四八八・三〇七	
昭和二十二年度	五一・六七六	
昭和二十三年度	二二・五一六	

昭和二十四年度	一一・八七一
昭和二十五年度	八・七五一
昭和二十六年 度	八・七五一
昭和二十七 年度	七・三七七
昭和二十八 年度	六・九七八
昭和二十九 年度	六・四九一
昭和三十年 度	六・〇三四
昭和三十一年 度	六・〇三四
昭和三十二年 度	六・〇一三
昭和三十三年 度	五・八〇二
昭和三十四 年度	五・八〇二
昭和三十五 年度	五・七三五
昭和三十六 年度	五・五〇一
昭和三十 七年度	五・一七四

昭和三十一年度	昭和三十年度	昭和四十九年度	昭和四十八年度	昭和四十七年度	昭和四十六年度	昭和四十五年度	昭和四十四年度	昭和四十三年度	昭和四十二年度	昭和四十一年度	昭和四十年度	昭和三十九年度	昭和三十八年度
一・一七〇	一・四二四	一・九八六	二・三三六	二・四九九	二・七二〇	三・〇〇六	三・二一四	三・四三八	三・六一五	三・八五〇	四・一七一	四・三七二	四・七八一

昭 和 五 十 二 年 度	○・九八四
昭 和 五 十 三 年 度	○・八三五
昭 和 五 十 四 年 度	○・七六一
昭 和 五 十 五 年 度	○・六九八
昭 和 五 十 六 年 度	○・五七七
昭 和 五 十 七 年 度	○・五〇三
昭 和 五 十 八 年 度	○・四六二
昭 和 五 十 九 年 度	○・四三五
昭 和 六 十 年 度	○・四〇三
昭 和 六 十 一 年 度	○・三七五
昭 和 六 十 二 年 度	○・三六七
昭 和 六 十 三 年 度	○・三六六
平 成 元 年 度	○・三五六
平 成 二 年 度	○・三二六

平成二十三年度	平成二十二年 度	平成二十一年 度	平成二十年 度	平成十九年 度	平成十一年 度から平成 十八年度ま で	平成十年 度	平成九年 度	平成八年 度	平成七年 度	平成六年 度	平成五年 度	平成四年 度	平成三年 度
〇・一五二	〇・一五二	〇・一五二	〇・一六八	〇・一六八	〇・一七一	〇・一七八	〇・二〇〇	〇・二〇一	〇・二〇一	〇・二〇九	〇・二二五	〇・二四五	〇・二八六

別表（第二条、第四条関係）

令和五年度	○・〇六〇
令和四年度	○・〇八六
令和三年度	○・〇八六
令和二年度	○・〇八六
令和元年度	○・〇九二
平成三十四年度	○・一〇三
平成三十三年度	○・一〇八
平成三十二年度	○・一〇八
平成三十一年度	○・一一七
平成三十年度	○・一四七
平成二十九年	○・一五二
平成二十八年	○・一五二

別表（第二条、第四条関係）

--	--

昭和十五年	八五二・四九三
昭和十六年	七一七・四二九
昭和十七年	七〇一・二七六
昭和十八年	六七一・六七九
昭和十九年	六二七・六七一
昭和二十年	五五二・八九六
昭和二十一年	四八八・三〇七
昭和二十二年	五一・六七六
昭和二十三年	二二・五一六
昭和二十四年	一一・八七一
昭和二十五年	八・七五一
昭和二十六年	八・七五一
昭和二十七年	七・三七七
昭和二十八年	六・九七八

昭和十五年	八三〇・〇五五
昭和十六年	六九八・五四一
昭和十七年	六八二・八一三
昭和十八年	六五三・九九四
昭和十九年	六一一・一四四
昭和二十年	五三八・三三四
昭和二十一年	四七五・四四三
昭和二十二年	五〇・二九一
昭和二十三年	二一・八九八
昭和二十四年	一一・五三三
昭和二十五年	八・四九五
昭和二十六年	八・四九五
昭和二十七年	七・一五七
昭和二十八年	六・七六九

昭和二十九年 度	六・四九一
昭和三十年 度	六・〇三四
昭和三十一年 度	六・〇三四
昭和三十二年 度	六・〇一三
昭和三十三年 度	五・八〇二
昭和三十四年 度	五・八〇二
昭和三十五年 度	五・七三五
昭和三十六年 度	五・五〇一
昭和三十七年 度	五・一七四
昭和三十八年 度	四・七八一
昭和三十九年 度	四・三七二
昭和四十年 度	四・一七一
昭和四十一年 度	三・八五〇
昭和四十二年 度	三・六一五

昭和二十九年 度	六・二九四
昭和三十年 度	五・八四九
昭和三十一年 度	五・八四九
昭和三十二年 度	五・八二九
昭和三十三年 度	五・六二三
昭和三十四年 度	五・六二三
昭和三十五年 度	五・五五八
昭和三十六年 度	五・三三〇
昭和三十七年 度	五・〇一一
昭和三十八年 度	四・六二九
昭和三十九年 度	四・二三一
昭和四十年 度	四・〇三五
昭和四十一年 度	三・七二三
昭和四十二年 度	三・四九四

昭和五十一年度	昭和五十二年	昭和五十三年	昭和五十四年度	昭和五十五年	昭和五十六年度
一・一七〇	〇・九八四	〇・八三五	〇・七六一	〇・六九八	〇・五七七
昭和五十年	昭和四十一年	昭和四十二年	昭和四十三年	昭和四十四年度	昭和四十五年
一・四二四	一・九八六	二・三三六	二・四九九	二・七二〇	三・〇〇六
昭和四十九年	昭和四十八年度	昭和四十七年度	昭和四十六年度	昭和四十五年	昭和四十四年度
二・三三六	二・四九九	二・七二〇	三・〇〇六	三・二一四	三・四三八

昭和五十一年度	昭和五十二年	昭和五十三年	昭和五十四年度	昭和五十五年	昭和五十六年度
一・一一三	〇・九三一	〇・七八七	〇・七一五	〇・六五三	〇・五三五
昭和五十年	昭和四十一年	昭和四十二年	昭和四十三年	昭和四十四年度	昭和四十五年
一・三六〇	一・九〇八	二・二四八	二・四〇七	二・六二二	二・九〇一
昭和四十九年	昭和四十八年度	昭和四十七年度	昭和四十六年度	昭和四十五年	昭和四十四年度
二・二四八	二・四〇七	二・六二二	二・九〇一	三・一〇三	三・三二一

昭和五十七年度	○・五〇三
昭和五十八年度	○・四六二
昭和五十九年度	○・四三五
昭和六十年度	○・四〇三
昭和六十一年度	○・三七五
昭和六十二年度	○・三六七
昭和六十三年度	○・三六六
平成元年度	○・三五六
平成二年度	○・三二六
平成三年度	○・二八六
平成四年度	○・二四五
平成五年度	○・二二五
平成六年度	○・二〇九
平成七年度	○・二〇一

昭和五十七年度	○・四六四
昭和五十八年度	○・四二四
昭和五十九年度	○・三九七
昭和六十年度	○・三六六
昭和六十一年度	○・三三九
昭和六十二年度	○・三三一
昭和六十三年度	○・三三〇
平成元年度	○・三二〇
平成二年度	○・二九一
平成三年度	○・二五二
平成四年度	○・二二二
平成五年度	○・一九三
平成六年度	○・一七八
平成七年度	○・一六九

平成二十一年度	平成二十年度	平成十九年度	平成十八年度	平成十七年度	平成十六年度	平成十五年度	平成十四年度	平成十三年度	平成十二年度	平成十一年度	平成十年度	平成九年度	平成八年度
○・一五二	○・一六八	○・一六八	○・一七一	○・一七八	○・二〇〇	○・二〇一							

平成二十一年度	平成二十年度	平成十九年度	平成十八年度	平成十七年度	平成十六年度	平成十五年度	平成十四年度	平成十三年度	平成十二年度	平成十一年度	平成十年度	平成九年度	平成八年度
○・一二二	○・一三七	○・一三七	○・一四一	○・一四八	○・一六八	○・一六九							

令和五年度	○・〇六〇
令和四年度	○・〇八六
令和三年度	○・〇八六
令和二年度	○・〇八六
令和元年度	○・〇九二
平成三十三年度	○・一〇三
平成二十九年度	○・一〇八
平成二十八年度	○・一〇八
平成二十七年度	○・一一七
平成二十六年度	○・一四七
平成二十五年度	○・一五二
平成二十四年度	○・一五二
平成二十三年度	○・一五二
平成二十二年度	○・一五二

(新設)	(新設)
令和四年度	○・〇五八
令和三年度	○・〇五八
令和二年度	○・〇五八
令和元年度	○・〇六三
平成三十三年度	○・〇七四
平成二十九年度	○・〇七九
平成二十八年度	○・〇七九
平成二十七年度	○・〇八八
平成二十六年度	○・一一七
平成二十五年度	○・一二二
平成二十四年度	○・一二二
平成二十三年度	○・一二二
平成二十二年度	○・一二二



◎ 死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律
 施行令（平成二十五年政令第二百八十号）（抄）（第十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
別表第一（第二条関係）		別表第一（第二条関係）	
昭和三十六年度	九・〇〇三	昭和三十六年度	八・九一四
昭和三十七年度	八・四八一	昭和三十七年度	八・三九七
昭和三十八年度	七・九八七	昭和三十八年度	七・九〇七
昭和三十九年度	七・五一九	昭和三十九年度	七・四四三
昭和四十年 度	七・〇七五	昭和四十年 度	七・〇〇二
昭和四十一年 度	六・六五四	昭和四十一年 度	六・五八五
昭和四十二年 度	六・二五五	昭和四十二年 度	六・一九〇
昭和四十三年 度	五・八七六	昭和四十三年 度	五・八一五
昭和四十四年 度	五・五一八	昭和四十四年 度	五・四六〇
昭和四十五年 度	五・一七八	昭和四十五年 度	五・一二三

昭和四十六年度	四・八五六
昭和四十七年度	四・五五一
昭和四十八年度	四・二六一
昭和四十九年度	三・九八七
昭和五十年度	三・七二七
昭和五十一年度	三・四八一
昭和五十二年度	三・二四七
昭和五十三年度	三・〇二六
昭和五十四年度	二・八一六
昭和五十五年度	二・六一七
昭和五十六年度	二・四二八
昭和五十七年度	二・二五〇
昭和五十八年度	二・〇八〇
昭和五十九年度	一・九二〇

昭和四十六年度	四・八〇四
昭和四十七年度	四・五〇一
昭和四十八年度	四・二一四
昭和四十九年度	三・九四三
昭和五十年度	三・六八五
昭和五十一年度	三・四四一
昭和五十二年度	三・二〇九
昭和五十三年度	二・九九〇
昭和五十四年度	二・七八二
昭和五十五年度	二・五八五
昭和五十六年度	二・三九八
昭和五十七年度	二・二二一
昭和五十八年度	二・〇五三
昭和五十九年度	一・八九四

昭和六十年 度	昭和六十一年 度	昭和六十二年 度	昭和六十三年 度	平成元年 度	平成二年 度	平成三年 度	平成四年 度	平成五年 度	平成六年 度	平成七年 度	平成八年 度	平成九年 度	平成十年 度
一・七六七	一・六二三	一・四八六	一・三五七	一・二三四	一・一一七	一・〇〇七	〇・九〇二	〇・八〇三	〇・七〇九	〇・六二〇	〇・五三六	〇・四五六	〇・三八〇

昭和六十年 度	昭和六十一年 度	昭和六十二年 度	昭和六十三年 度	平成元年 度	平成二年 度	平成三年 度	平成四年 度	平成五年 度	平成六年 度	平成七年 度	平成八年 度	平成九年 度	平成十年 度
一・七四三	一・六〇〇	一・四六四	一・三三六	一・二一四	一・〇九九	〇・九八九	〇・八八五	〇・七八七	〇・六九四	〇・六〇六	〇・五二二	〇・四四三	〇・三六七

平成二十一年度	○・三二七
平成二十二年	○・二七六
平成二十三年	○・二二七
平成二十四年	○・一七九
平成二十五年	○・一六二
平成二十六年	○・一四六
平成二十七年	○・一二六
平成二十八年	○・一〇七
平成二十九年	○・〇九〇
平成三十年	○・〇七五
平成三十一年	○・〇六三
平成三十二年	○・〇五〇
平成三十三年	○・〇四一
平成三十四年	○・〇三三

平成二十一年度	○・三一五
平成二十二年	○・二六四
平成二十三年	○・二一六
平成二十四年	○・一六九
平成二十五年	○・一五二
平成二十六年	○・一三六
平成二十七年	○・一一六
平成二十八年	○・〇九七
平成二十九年	○・〇八一
平成三十年	○・〇六六
平成三十一年	○・〇五三
平成三十二年	○・〇四一
平成三十三年	○・〇三一
平成三十四年	○・〇二四

別表第二（第十四条関係）		平成二十五年 度	〇・〇二七
		平成二十六年 度	〇・〇二三
		平成二十七年 度	〇・〇二二
		平成二十八 年度	〇・〇二一
		平成二十九 年度	〇・〇二〇
		平成三十 年度	〇・〇一九
		令和元年 度	〇・〇一八
		令和二年 度	〇・〇一七
		令和三年 度	〇・〇一五
		令和四年 度	〇・〇〇九
昭和三十六 年度	五・五〇一		
昭和三十 七年度	五・一七四		

別表第二（第十四条関係）		平成二十五年 度	〇・〇一八
		平成二十六年 度	〇・〇一四
		平成二十七年 度	〇・〇一三
		平成二十八 年度	〇・〇一二
		平成二十九 年度	〇・〇一一
		平成三十 年度	〇・〇一〇
		令和元年 度	〇・〇〇九
		令和二年 度	〇・〇〇八
		令和三年 度	〇・〇〇六
		（新設）	（新設）
昭和三十六 年度	五・三三〇		
昭和三十 七年度	五・〇一一		

昭和五十一年度	昭和五十年度	昭和四十九年度	昭和四十八年度	昭和四十七年度	昭和四十六年度	昭和四十五年度	昭和四十四年度	昭和四十三年度	昭和四十二年度	昭和四十一年度	昭和四十年度	昭和三十九年度	昭和三十八年度
一・一七〇	一・四二四	一・九八六	二・三三六	二・四九九	二・七二〇	三・〇〇六	三・二一四	三・四三八	三・六一五	三・八五〇	四・一七一	四・三七二	四・七八一

昭和五十一年度	昭和五十年度	昭和四十九年度	昭和四十八年度	昭和四十七年度	昭和四十六年度	昭和四十五年度	昭和四十四年度	昭和四十三年度	昭和四十二年度	昭和四十一年度	昭和四十年度	昭和三十九年度	昭和三十八年度
一・一一三	一・三六〇	一・九〇八	二・二四八	二・四〇七	二・六二二	二・九〇一	三・一〇三	三・三二一	三・四九四	三・七二三	四・〇三五	四・二三一	四・六二九

昭和五十二年 度	○・九八四
昭和五十三年 度	○・八三五
昭和五十四年 度	○・七六一
昭和五十五年 度	○・六九八
昭和五十六年 度	○・五七七
昭和五十七年 度	○・五〇三
昭和五十八年 度	○・四六二
昭和五十九年 度	○・四三五
昭和六十年 度	○・四〇三
昭和六十一年 度	○・三七五
昭和六十二年 度	○・三六七
昭和六十三年 度	○・三六六
平成元年度	○・三五六
平成二年度	○・三二六

昭和五十二年 度	○・九三一
昭和五十三年 度	○・七八七
昭和五十四年 度	○・七一五
昭和五十五年 度	○・六五三
昭和五十六年 度	○・五三五
昭和五十七年 度	○・四六四
昭和五十八年 度	○・四二四
昭和五十九年 度	○・三九七
昭和六十年 度	○・三六六
昭和六十一年 度	○・三三九
昭和六十二年 度	○・三三一
昭和六十三年 度	○・三三〇
平成元年度	○・三二〇
平成二年度	○・二九一

平成十六年度	平成十五年度	平成十四年度	平成十三年度	平成十二年度	平成十一年度	平成十年度	平成九年度	平成八年度	平成七年度	平成六年度	平成五年度	平成四年度	平成三年度
○・一七一	○・一七一	○・一七一	○・一七一	○・一七一	○・一七一	○・一七八	○・二〇〇	○・二〇一	○・二〇一	○・二〇九	○・二二五	○・二四五	○・二八六

平成十六年度	平成十五年度	平成十四年度	平成十三年度	平成十二年度	平成十一年度	平成十年度	平成九年度	平成八年度	平成七年度	平成六年度	平成五年度	平成四年度	平成三年度
○・一四一	○・一四一	○・一四一	○・一四一	○・一四一	○・一四一	○・一四八	○・一六八	○・一六九	○・一六九	○・一七八	○・一九三	○・二一二	○・二五二

平成十七年度	○・一七一
平成十八年度	○・一七一
平成十九年度	○・一六八
平成二十年度	○・一六八
平成二十一年度	○・一五二
平成二十二年	○・一五二
平成二十三年度	○・一五二
平成二十四年度	○・一五二
平成二十五年	○・一五二
平成二十六年	○・一四七
平成二十七年	○・一七
平成二十八年	○・一〇八
平成二十九年	○・一〇八
平成三十年度	○・一〇三

平成十七年度	○・一四一
平成十八年度	○・一四一
平成十九年度	○・一三七
平成二十年度	○・一三七
平成二十一年度	○・一二二
平成二十二年	○・一二二
平成二十三年度	○・一二二
平成二十四年度	○・一二二
平成二十五年	○・一二二
平成二十六年	○・一一七
平成二十七年	○・〇八
平成二十八年	○・〇七九
平成二十九年	○・〇七九
平成三十年度	○・〇七四

令和元年度	〇・〇九二
令和二年度	〇・〇八六

令和元年度	〇・〇六三
(新設)	(新設)